

SSTK 通信

NO.217



通信217号 もくじ

・埼玉県障害者支援計画第6期(案)のパブコメが始まっています・・・2/
骨格提言の完全実現を求める大フォーラム」参加報告(センター21 金子)・・・5/
私の暮らし・あなたの暮らし・・・6/
「生殖補助医療等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」ってなに?・・・11/
「共生社会」と「優生思想」(ひこうせん 木村浩章)・・・12/
ALS 女性薬物投与殺害事件のポイント(あいぼうリポート)・・・13/
共に育ちあうための相談会・2020 報告・・・14/
高校問題要望書・・・18/
久美子の病床日記・・・22/
2020 年総合県交渉回答集・・・30/
埼玉県庁内「福祉」の店アンテナチョップかっぼ・・・54/
ひとりぐらしとしごとのはなし(N氏の独り言)・・・56/
2020 年度会費納入ありがとうございました・・・57/
お知らせいろいろ・・・58

一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会

〒356-0006 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目1番24棟-403号

Tel 049-266-4987 FAX 049-257-4976 郵便振替:00180-2-566719

Email jim@sail.or.jp jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp

<http://www.saii.or.jp>

発行人・埼玉県障害者団体定期刊行物協会 川口市芝新町十五-九 アステール藤野一階

第6期埼玉県障害者支援計画(案)の パブリックコメントが始まっています！



新規事業はいろいろあるが、この計画の落とし穴は、障害を持っている人たちの支援ばかりが重視されているがために、地域や社会全体の中でどうかかわりがあるのか、どう関係しているのかがわからず、障害者社会の中だけで暮らしているような錯覚を持たせる、狭い社会の問題になっている。八木井理事が基本理念の中に表記されている「障害のある人が障害のない人と分け隔てられることなく」という、一方通行ではなく、「障害のある人と障害のない人が分け隔てられることなく」生活し、活動する社会の中で暮らすということを忘れないようにと、意見を出し(案)にもりこまれたことを、第6期障害者支援計画のあちこちに、ちりばめられるように、ぜひ、皆さんで意見を送らしましょう。

今年コロナ禍での埼玉県障害者施策推進協議会となりました。第6期障害者支援計画の策定の年でもあり、ワーキングでも活発な意見が出されました。年度当初の協議会はまずは書面決議で始まりました。当協会から委員として八木井理事は基本的には、ほかの委員の意見を聞く中で、自分もわかっていくことがあるので、書面ではなく会議の開催と今年度計画策定の延期を強く要望しました。

そんな中で、行われた施策推進協議会です。八木井理事が参加した「障害者の人権擁護の推進にかかる取り組み」のワーキングでは活発な議論が交わされました。八木井委員も、毎回事前に話し合いをしたり、会議の後もメモを見ながら、発言ができ切らなかったところについての、意見を提出したりと、積極的にかかわりました。

優生思想については、どの委員も重視していて、津久井やまゆり事件や強制不妊手術問題は命が問われた大きな問題と、八木井理事の意見に共感していました。また、「旧優生保護法に基づき共生不妊手術を受けた方に対し、旧優生保護法一事件支給法の周知」が新規事業で加わりました。これについては、優生思想はだめだということを、きちんとこの計画の中に残す必要があることをどの委員も述べていました。

第6期障害者支援計画は施策が第5期では263施策でしたが、第6期では319施策と56施

策増えています。また、12施策が削除されました(施策内容見直しと事業終了のため)。

パブリックコメント前の施策推進協議会全体会の中から、主な点について抜粋します。

- ① 「この計画における障害者の定義」について →手帳所持者だけではなく、障害者基本法第2条後半の「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」という文言を加えた。
- ② 精神障害者の数を手帳所持者だけではなくより実際の数に近い「精神障害者通院医療費交付負担患者数」を併記した。
- ③ 福祉教育では、新規事業として体験型だけではなく障害当事者による講演ができる仕組みの構築として「ヒューマンライブラリー」が入った。
- ④ 虐待防止では従事者だけではなく管理者や、そのほか学校・医療機関・保育所等の関係者に対する虐待防止研修参加への拡大が入った。
- ⑤ ケアラー支援が新規事業で加わった。
- ⑥ 読書バリアフリー法から、手話環境整備や、視覚障害者の読書環境整備が新規事業に入った。
- ⑦ 就労で、多様な働き方(短時間労働やテレワーク)、重度障害者の就労支援が加わった。
- ⑧ 雇用政策との連携により重度障害者就労支援特別事業を市町村事業で実施するように支援する新しい施策が盛り込まれた。重度訪問介護を就労で利用できるようにという意見が出されたが、それについては対応しない。
- ⑨ 医療的ケアが必要な児童に対応するために看護師を配置するなど医療との連携強化を図る・・・なども新しく入った。
- ⑩ (残念だが、)新たに特別支援学校の設置を進めることや、大規模改修計画などが盛り込まれた。
- ⑪ 警察官を除く職員の実雇用率と、特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数も新たに入った。

郵 送 〒330-9301 (住所は省略できます)

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・企画・団体担当あて

FAX 048-830-4789

メール a3310-01@pref.saitama.lg.jp

※ いずれも件名を「埼玉県障害者支援計画(案)への意見」としてください。

※ 必ず住所・氏名を明記してください。

○ 御意見の受付期間 令和3年2月4日(木)まで(必着)

○ 県民の皆様からの御意見をいただき、諸手続を経て計画を策定する予定です。

○ 計画案は埼玉県からのホームページでも御覧いただけます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/keikaku/index.html>

資料2

埼玉県障害者支援計画(案)の概要について

策定の趣旨

障害者文化芸術活動推進法、読書ハリアフリー法の施行、埼玉県ケアラー支援条例の施行など障害者を取り巻く動向や、新型コロナウイルス感染症の流行などの社会状況を踏まえ、新たな計画を策定【計画期間】令和3年度～令和5年度

計画の性格

障害者基本法による「障害者計画」、障害者総合支援法による「障害福祉計画」、児童福祉法による「障害児福祉計画」を一体として策定する計画

障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会のある人が社会の中で共に育ち、学び、働き、生活し、活動できる社会＝「共生社会」の実現

計画の内容

主 題	取 組 の 方 向 性	主 な 取 組
<p>1 障害者への理解促進と差別解消 { 障害を理由とした差別や偏見を取り除き、障害のある人もない人も分け隔てられることなく共に暮らせる社会の実現 }</p>	<p>1 理解を深め、権利を護る</p>	<p>○ 障害者差別解消法・県共生社会づくり条例・県手話言語条例を踏まえた普及啓発事業の実施 ○ 虐待予防・早期対応等のための関係者に対する研修の充実</p>
<p>2 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援 { 地域の中で共に安心して暮らしているよう、相談支援体制の充実・住まいや日中活動の確保を支援 障害者の特性に応じたコミュニケーション手段を確立するとともに、障害者が社会参加し活躍できる環境を整備 }</p>	<p>2 地域生活を充実し、社会参加を支援する</p>	<p>○ 市町村における相談支援体制の充実・強化に向けた取組の支援 ○ 障害福祉サービス等の質の向上に向けた支援 ○ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築 ○ 視覚障害者等の読書環境の整備 ○ 障害者のスポーツ・芸術文化活動の振興</p>
<p>3 障害者の就労支援 { 障害者が地域で自立した生活が送れるよう、一般就労への移行を進めるとともに、工賃の向上の取組を支援 }</p>	<p>3 就労を進める</p>	<p>○ 障害者の多様な働き方の支援 ○ 重度障害者の就労支援 ○ 就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所の整備・運営の支援</p>
<p>4 共に育ち、共に学ぶ教育の推進 { 早期からの支援とともに、卒業後の自立も見届えた指導の充実 }</p>	<p>4 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する</p>	<p>○ 通級指導教室・支援室など障害のある児童生徒への多様な学びの場の提供 ○ 県立高等学校のハリアフリー化の推進、小中学校のハリアフリー化の市町村への働き掛け</p>
<p>5 安心・安全な環境整備の推進 { 障害者が地域で安心して生活していくための療育体制や保健・医療サービスの充実 障害者の安全な暮らしを確保するための防災対策・感染症対策の充実 }</p>	<p>5 安心・安全な環境をつくる</p>	<p>○ 中核発達支援センターや地域療育センターの運営による発達障害児に対する診療・療育体制の充実 ○ 聴覚障害児の早期支援に対応するための関係機関による連携体制の構築 ○ 福祉避難所の整備・運営など防災対策の充実 ○ 感染症発生時に必要な物資の備蓄を促進するなど感染症対策の充実</p>

『骨格提言の完全実現を求める大フォーラム』参加報告

～皆でつながろう～

10月23日、『骨格提言の完全実現を求める大フォーラム』に、職員2名が参加してきました。大フォーラムは例年、日比谷の野外音楽堂で行なわれていますが今年はコロナウィルスの影響により、東京会場と全国とをインターネット中継で結び、開催。

埼玉会場(武蔵浦和コミセン)には私たちを含め11名が集まり、中継映像に聞き入りま

した。
様々な立場からの多くの現場の声・訴えが聞かれましたが、やはり「コロナの影響で日常の活動が制限されている」との声が多かったのが印象的でした。また、昨今発生した「医師によるALS患者殺人事件」やいまだ相次ぐ精神障害者への虐待・差別に対し、力を合わせ反対していこうとの訴えも多く聞かれました。(日本障害者協議会・増田さん、自立支援法基本合意をめざす会・太田さん、参議院議員・木村英子さんなど)



「大フォーラム」では埼玉障害者市民ネットワークの野島久美子さんも埼玉代表として、全国の参加者に向けスピーチしました。

野島さん: 私たちは「障害のある人もない人も地域でともに」を合言葉に活動しています。2011年夏に出された骨格提言は私たちの要望や思い入れが詰まったものだと思います。この大フォーラムはその主張をゆるめないで、ずーっと続けることが大切だと思います。最近の私たちの関心事は、コロナ禍であり、優生保護法と強制不妊手術



であり、出生前診断であり、安楽死問題です。コロナ禍は私たちにはマスクや消毒などでの防衛しかできません。その他の問題はすべて「不良な子孫を残さない」という優生保護法の趣旨にそったことであり、差別思想そのものです。私たちは、埼玉でも「出生前診断反対」「安楽死・尊厳死反対」を言い続けていきます。全国の大フォーラム参加の皆さんと一緒に闘っていきます。

画面越しに参加者全員がシュプレヒコールをあげ、閉会。(報告:センター21金子)

当事者と介助者の生活を守れ! 病院も施設も家じゃない!

仲間を殺すな! 私たち抜きに私たちのことを決めるな!

大フォーラムを続けるぞ!

(センター通信138号より転載)

「生殖補助医療等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」ってなに？！

12月のジムJIM会議で学校問題について話をしていた時の事。定形発達という考え方が、障害者だけでなく、障害のない子供たちにも「間違っただけで発達や成長をしてはいけない」という影響を与えているのではないかという話になった。その時に、ネットワーク事務局の大坂さんから、昔の健康優良児と定形発達の役割は似ている。「生殖補助医療等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」が令和2年12月11日公布されたが、これは優生思想そのものだという情報提供があった

少し調べてみると、「NIPT(母体血を用いた出生前遺伝学的検査)等の出生前検査に関する専門委員会」の第4回(令和3年1月15日)の資料にたどり着いた。その資料は「妊娠・出産、生殖に関する政策動向」というタイトルで、三つに分かれている。①安心・安全で健やかな妊娠、産後を支援する体制について ②生殖補助医療、生殖補助医療研究、不妊症、不育症対策の動向 ③母体保護法、旧優生保護法について

「生殖補助医療等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」は、4つの基本理念の中に「生殖補助医療により生まれる子については、心身共に健やかに生まれ、かつ育つことができるよう必要な配慮がなされるものとする」とある。

昭和23年優生保護法成立(議員立法)時の説明で「人口過剰問題やヤミ墮胎の増加を背景に、優生思想の下、不良な子孫を出生することを防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、優生手術(不妊手術)や人工妊娠中絶等について規定」とあり、平成7年に旧優生保護法は母体保護法に改正され、たった5年間の請求期間の「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が平成31年に公布された。と資料には書かれている。

この会議の第1回目の説明で(議事録より)「具体的な検討項目は、出生前検査の適切な在り方や実施体制等について。妊婦への情報提供のあり方や遺伝カウンセリング等の相談支援体制について。胎児期からの切れ目のない小児医療や福祉施策との連携について。」と位置付けられていた。

ゆりかごから墓場まで管理されると思ったが、胎児期、いや生を受ける前から支援という名で管理されようとしていると思うと恐ろしくなる。まだ勉強不足だが、気にしなくてはならない問題だ。(今

「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案」の成立後の施策に関する質問主意書(令和2年12月1日提出質問第83号、提出者:衆議院阿部知子議員)(抄)

一九七〇年に成立した心身障害者対策基本法は、第一条に「心身障害者の発生の予防」が記載され、これが自治体レベルでの「不幸な子どもが生まれない県民運動」を後押しすることにつながった。「障害=不幸」と決めつけることにより、政府が長期間にわたって障害者は不要な存在とする優生思想の土壌を作ってきたことは否定できない。

以下、関連して質問する。

(中略)

二「生まれる子」の権利能力について

(1) 一九七〇年四月二日の参議院予算委員会において、憲法第十三条の基本的な人権の及ぶ範囲について「これから生まれ出る命として存在致します(ママ)胎児にもこれが及ぶか」という質問に対し、内閣法制局の見解は「胎児は法的には母体の一部」であり、「憲法が胎児を権利の主体として保障している」とみるわけにはまいらない、したがって「権利の持ち主として、基本的な人権の享有者として取り扱うというものではない」と答弁している。

現在もこの見解は変わらないか。

【内閣の答弁】

お尋ねについては、真田内閣法制局第一部長(当時)が昭和四十五年四月二日の参議院予算委員会において、「基本的な人権の保障という制度は、権利宣言の由来とか、あるいは具体的に憲法が保障している個々の権利の内容に即しても、やはりこれは現在生きている、つまり法律上の人格者である自然人を対象としているものだとわなければならないものだと考えます。胎児はまだ生まれるまでは、法的に申しますと母体の一部でございまして、それ自身まだ人格者ではございませんから、何と云ってもとにかく憲法が胎児のことを権利の対象として保障していると、権利の主体として保障しているとはまいらないと思えます。ただ、胎児というのは近い将来、基本的な人権の享有者である人になることが明らかでございますから、胎児の間におきましても、国のもろもろの制度の上において、その胎児としての存在を保護し、尊重するということが、憲法の精神に通ずるといえますか、おおらかな意味で憲法の規定に沿うものかどうかということと言えるところでございます」と答弁しているところであり、このような考え方について、現在でも変更はない。

(2) 当該法案第三条第四項の、胎児に「必要な配慮」を法で定めることは、胎児の人権を認め、生命として扱うことになるのではないのか。人工妊娠中絶との整合性をどのように考えるのか。

【内閣の答弁】

お尋ねについては、議員立法である本法の国会審議において、その提案者から、本規定に関し、「その趣旨は、障害者権利に関する条約第十条そして第十七条も念頭に置きながら、全ての子供が障害の有無にかかわらず心身ともに健やかなる環境、これはつまり、安全で良好な環境で生まれ、そして育つ権利を有するというところでございまして、当然、そのためには、お子さんを産出する女性についても、妊娠から出産に至るまで、健やかなる、つまり安全で良好な環境が得られなければならないはず、その環境を整えるために必要な配慮がなされなければならないということの意味しております。」との説明がなされたものと承知しており、そもそも、本規定と御指摘の「人工妊娠中絶との整合性」が問題になるものではないと考えている。

「共生社会」と「優生思想」

私は、埼玉県立熊谷養護学校(現特別支援学校)で12年間を過ごし、同校高等部卒業後は「行田市障害者センター」に8年間通所し、その後に「自立生活センター遊トピア」の設立に関わり、2004年に行田市で「NPO法人CILひこうせん」を設立しました。そして、5年前からアパートで重度訪問介護を使ってひとり暮らしをしており、ひこうせんでは、計画相談支援専門員として仕事をしています。

私のライフワークとして、「優生思想」の問題に長年にわたり取り組んでいます。その理由としては、「障害者権利条約」(以下、条約)や「障害者差別解消法」(以下、解消法)等法整備が進む中の一方で、新型出生前診断や着床前診断等による障がい者をこの社会の中から排除する動きがあり、その根底にあるのは「優生思想」があると私は考えているからです。

優生思想に基づく「優生保護法」が戦後もなく議員立法で制定し、この法の目的に「不良な子孫の出生防止」と書かれていました。1996年に「母体保護法」と改定され、上記の条文は削除されました。

先の臨時国会で「生殖補助医療等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」(以下、生殖補助法)が優生保護法と同じく議員立法で可

木村浩章(行田市・CILひこうせん)

決成立しました。この生殖補助法の基本理念第3条4項には、「生殖補助医療により生まれる子については、心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つことができるよう必要な配慮がなされるものとする」と書かれています。この条文は、「不良な子孫の防止」を単に言葉を優しく表現しただけだと思います。

国は、少子化対策の一つとして、この生殖補助法も制定しました。DPI日本会議等の障がい者団体が条文から削除を求めている「心身ともに健やかに生まれ・・・」の言葉の意味は、「健康に生まれ、生産性がある子供を育てること」ということだとこの条文を読んで思いました。それを排除される側から考えると「障害や疾病を持って生まれてくる子供は、生産性が低いので生むべきではない」という障がい者を排除するし、妊婦も「健康な子供を産むことが当たり前」という抑圧になると思います。

国は、多様性を認める社会の実現をと言う一方で、優生政策に関する動きも加速しています。

今後も国や行政の動きにも私たちが条約や解消法等との条文に背いてないかを常に監視をしていきましょう。

「共生社会」の実現の為

今から三八年前に出産した時、八木下浩一さんが「五体満足で生まれるように」と思うことは障害者差別だ」と切り込んできた。当時の多くの障害者の暮らしは山の中の施設から出してもらえないものだったので、この一言は心に刺さった。しかし、当時付き合い始めていた障害者を持つ人たちの暮らしや考え方や日常は、私の心を穏やかに豊かにもしてくれていた。(当然、不安や追い詰められることも多々あったが)。そして日常のかかわりの中で、最終的には死ななければいいと思うようになった。子供に(自分も)苦勞をさせたくない、親は子供が無事に生まれてきてほしいと願う。その気持ちが差別であろうと打ち消すことはできないけれど、障害を持って生まれてきた時には、そのまま受け入れればいい、という気持ちに落ち着き、私の優生思想との折り合いはついた。この「生殖補助医療等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」は、生命操作をほとんど追求しているように思える。平成三年に成立した「旧優生保護法」に基づく優生手術を受けたものに対する一時金の支給等に関する法律も、古い優生思想を反省したふりをして新しい優生思想を取り入れるための手段だったのではないかと穿った見方をしてしまう。Facebookで木村さんがこの制度について異を唱えたというのを聞き、原稿をお願いした。(今)

相談支援センター あいぼうレポート

ALS 女性 薬物投与殺害事件のポイント(センター21通信 138号より転載)

2019年に難病であるALS(筋萎縮性側索硬化症)の女性患者(当時51)が、医師によって薬物を投与され、亡くなりました。医師2人は死を望んでいた女性患者とSNSでやりとりをして、2019年11月30日に訪問。薬物を投与しました。

この40代の呼吸器内科医と泌尿器科医は2020年7月に嘱託殺人容疑で逮捕されました。

このことは以前から大問題となっている「安楽死」「医療的ほう助自殺」等について改めてクローズアップさせることになりました。ここで全部を語るわけにはいかないのですが、今回私が感じたポイントをお伝えします。

・ALS患者の約7割が人工呼吸器を装着せずに終末を迎えている。

(なぜ呼吸器をつけないのだろうか…?)

・個人差はあるが、ALSを発症して2~4年で人工呼吸器が必要になるケースが多い。

(元気だったのに、とても急速に進行する)

・寝たきりで動けず、家族に経済的、心身の大きな負担をかけ続けることになる。

(治療や医療機器などにお金がかかる。常に介護が必要になる。)

・この女性患者は24時間、重度訪問介護を利用して一人暮らしをしていた。

(自立していたのになぜ自死を希望したのか・・・?)

・この女性はまだ人工呼吸器を使っていなかった。

(装着しなくなかったのかも・・・?)

・この女性患者には30人以上のケアチームがかかわっていた。

(それでも意思は変えられなかった)

・この女性はSNSで「屈辱的でみじめな毎日が続くと続く、ひと時も耐えられない」と投稿していた。

こうして考えてみると、女性患者の心の中が少し見えてきます。

今回の件について、「患者に死にたいと思わせる社会に問題がある」との見解や、難病

患者や障害者らの団体は発表しています。もちろん、その通りです。ただ、「社会に問題がある」と片付けてしまうのは簡単です。

想像してみてください。目は開きますが、言葉は出せず、全く動けず、顔にとまったハエを払うこともできず、褥瘡は痛くてたまりません。家族には迷惑ばかりかけています。介助者には気を使います。どうやって生きがいを感じていくのか……。「自分らしくいられないなら生きていたくない」「人にしてもらうことばかり増えるのが耐えられない」そうした思いが伝わってきます。

人工呼吸器を装着しないことを選んだALSの人たちはモルヒネ投与の緩和ケアを受けつつ亡くなっていくのです。

女性患者と医師、2人のものとみられるツイッターで、女性は「私たち、神経難病の患者も壊れていく体と心、来るべき死の苦しみの恐怖と日々戦っています」と投稿していました。また、ブログでは自由に体が動かせなくなった自身を「惨めだ」と表現するなど、ALSを患い生きる苦しさを書き込んでいましたが、一方で新たな治療法や薬に希望を抱くような投稿もしていたそうです。

思い悩んでいたところに医師が「確かに作業はシンプルです。追訴されないならお手伝いしたいのですが」と提案し、女性は「『お手伝いしたいのですが』という言葉がうれしくて泣けてきました。おかしいですよ？自分でも変だと思います」と返しています。女性の背中を医師が押しているように取れます。

これから始まる公判で医師2人の考えが明らかになることを心から望みます。

技術の進歩でALSの方々が増えるように。当たり前前に明日を迎えられる仕組みができるように。生き続けたいと思うための支援とは何か。

私たちが考えなくてはいけないことはたくさんあるのだと思います。

二〇二〇年はコロナで団体の横のつながりは薄れてしまった。
せつかく昨年「箱のない施設になっていない地域巡業」で、つながりかけたと思ったのに。
でも、ふっと考えた。当協会の会員は団体ばかりではない。個人会員がたくさんいるじゃない。
皆さん、今どんな風に暮らしていますか？
今こそ お互いを知りあうチャンスとこのコーナーを作ってみました。
次号にはあなたもぜひ！

私の暮らし あなたの暮らし

—いろいろな地域からのメッセージ—

いまの暮らし・その中で思うこと

OMIYA ぱりあフリー研究会 傳田ひろみ(さいたま市)

野島さんが骨折で入院している。思えば今年の頃は、私も退院こそしたもののレンタルした介護用ベッドをリビングのど真ん中において、寝たきりの毎日だった。ちょっとしたアクシデントでデンドーから転げ落ち、救急車で日赤に運ばれた。結局骨折の方は手術をせずに自然にくっつくのを待つ、目の方は夜になってから局部麻酔で数時間に及ぶ手術をした。頭を固定されていたので、とてもつらいし、骨折の足はひどい痛みで、思い出したくもない思い出。目はその後、全身麻酔で再度手術をしたが、視力は戻っていない。だから今は、片方の目を頼りに暮らしている。骨折は今回で3回目。回を重ねるたびにできなくなることが増えていく。1回目の時は自宅のトイレを昇降便座にし、ベッドも電動に変えた。それで何とかだった。2回目は腰椎圧迫骨折とやらで、ヘルパー体制を変えた。ハードを変えただけでは追いつかず、人の手を借りなければトイレも起床・就寝も車いすへの移乗もできなくなってしまったのだ。介護保険だけでは到底まかないきれず、障害者の方の制度を併用することになった。ケアマネさんはよくわからず、私も行政の方と何度もやり取りをしながら、ようやく暮らしを立て直した。いずれはこんな時が来るだろうと予想はしていたものの、ちょっと早すぎた展開になってしまった。具体的には朝7時、某所に忍ばせているカギでドアを開け、ヘルパーさんが「おはようございます」。着替えをし、朝食を準備してもらい、トイレに行く。12時半、再びヘルパーさん登場。昼ご飯を作ってもらい、時間があれば、少しの間ベッドで腰を伸ばす。日が暮れ最後の介助は夜7時。日・水・金曜日はシャワー浴。夕食を用意してもらい、ベッドに入るのは8時半から9時半の間。こうした判で押ししたような規則正しい生活を毎日送っている。何が大変かと問われれば、やっぱりトイレと答える。パッドを使えば済むことは分っているが、もちろん仕事の時はそうすることもあるが、つつい水分を控えてしまう。今まで障害をいやだと思ったことはなかったけれど、トイレだけは自由に行きたい。規則正しい生活で酒を飲まなくなった。というか飲む機会がなくなった。体重が減った(らしい)。血圧が下がった。コロナのせいもあり、免疫力を高める食生活を考えるようになった。夜中に仕事ができなくなったので、早めにやることはやるようになった。仕事の方は定例会を2回休んだが、今年度から復帰。この12月定例会の最終日。議案の採決で、賛成は起立するのだが挙手をした議員が3名いた。私と骨折をした2名だった。長く寝すぎた私は復帰にえらく時間がかかっているが、野島さん、ベッドに長居は禁物よ。

新井利民さん(北本市)

私の暮らし あなたの暮らし

-いろいろな地域からのメッセージ-

新型コロナウイルスが蔓延するさなか、19年間務めた埼玉県立大学を退職し、昨年4月より熊谷市の立正大学社会福祉学部へ転職しました。退職前後の様々な皆さんとの懇親がほとんどできず、何か心の整理もできないまま新天地へ。新しい職場でも会議などはほとんどが画面越し、授業もオンライン授業。そんな中でどのように学びを支援すればよいの

か、苦心しています。これまでつぎのことを心に留め取り組んできました。

一つ目は、時空を超えても、心を通わせること、つながり合うことや関わり合うことを目指し、また学生のそれを支援すること、です。通常の授業は動画に収録して配信しています。おそらく原稿を棒読みすれば音声認識で聴覚障害学生用の字幕がより正確に生成されますが、語りかけたり雑談したりすればそうもいかず、修正にとても時間がかかります。授業後の感想を読み込み、次の授業では感想を共有したり質問に答えるなど、これまでも当たり前に行っていたことですが、資料を作り、「エア講義」を行い、パソコンをひたすら操作してWebシステムに格納する日々は、想像以上に地道で、静かで、孤独な作業です。

一方少人数の授業もいくつかあり、沖縄県や富山県からの受講生も含め約20人の1年生クラスも、Webカメラをつかっている画面越しの授業。一方通行の授業では友達もできないでしょうから、チームで議論しながら学びを深めていく授業の作り方をし、また授業の前後には雑談する時間を必ず設けました。

二つ目は、自らが現実の状況を調べ、他者と対話し、考えをまとめる支援をすることです。これは当たり前のようなのですが、情報にあふれる現代の中ではとても重要なことと思っています。1年生クラスでは、書籍や論文の検索方法を習得し、小グループでテーマを定めて、テーマに沿ってそれらの本や論文を収集し、読み、講評しました。そして仲間との議論によって学んだ成果をまとめて発表。秋以降は改めてチームを形成し、上記のプロセスにインタビュー調査を加えて進め、現在学生はチームでレポートを執筆しているところです。インタビューは、ひきこもり、児童虐待、高齢者介護、障害福祉の関係者や当事者の方々に依頼し、オンラインで行っています。

当初は反応も今一つだった学生たちも、話し合う授業、語り合う授業を通じて学ぶ意欲が向上していった様子。そしてインタビューによって実際の状況を、画面を通じてではありますが「生」で体感することは、学びを飛躍的に高めると確信しています。

協会の皆さんには、ぜひ「いまの暮らし」を発信し続けていただきたいと思います。現在公式には課外活動の募集や紹介ができない状況です。しかし学生は地域の様々な人々の暮らしについて、学びたいという意欲を持っています。あとは大人の私たちが、どれだけ若者の学びを支援できるかどうか。私も皆さんと一緒に今後も挑戦していきます。

いまの暮らし、その中で思うこと

高柳俊哉・さいたま市議会議員

新型コロナ感染第3波の波が止まない。東京の感染者数は年明けにはついに2,000人を突破し1都3県には緊急事態宣言の再発出という事態にまで立ち至った(1月7日)。

このコロナ禍で市議会はどうあるべきか、は常に思い悩むところである。



議会開会中の「マスク着用」「検温と消毒」「密を避ける」などの取り組みは他のどこの「職場」でも実施していることと同様であるが、「テレワーク」に相当するオンラインでの委員会開催はさいたま市議会では現状、実施されていない。私の所属する会派では、ZOOMを活用しての会派会議や市政報告会は試行的に実施しているが、まだ十分とはいえない。これについては社会全体の動向も踏まえて、着実に前進させていく必要がある。

さて、これまで12月・1月といえば忘年会・新年会のシーズンであり案内のあった会合には好むと好まざるに関わらず、できるだけ顔を出すのがおそらく多くの「同業者」の通例であったと思う。しかしながら、緊急事態宣言以前からそれらの会合は軒並み中止となっており、例年の疾風怒涛の日々から一変した静かな「ステイホーム」が続いている。

だからこそ、そうした時間があれば特に、「ステイホーム」をしたくともできない人々にしっかりと思いをはせる必要がある。医療崩壊の危機の中で日々、患者対応にあたっている保健所や医療関係者の方々。また、倒産・失業により仕事や住む家を失った方々も。コロナ禍において顕在化したものが、生命や暮らしを守るセーフティネットの脆弱性である。

さいたま市では、厚生労働省の指導もあって、この年末年始に生活困窮者の一時宿泊所としてホテル5部屋を借り上げていた。担当課ではそのことを各区役所窓口で連絡していたものの、当初はそれを広く広報するかたちをとっていなかった。このことを知った支援者団体や同僚議員と共に周知・広報の実施を担当課に申し入れをおこなった結果、市のホームページでの広報がなされ、1名の困窮者がこの事業を利用するに至ったことは幸いである。

これは、ささやかな事例のひとつであるが、自治体の役割は顔の見える市民のひとりひとりに寄り添うことである。この2月2日からさいたま市議会が開会するが、これからも仲間とともに、一步一步取り組んでいきたい。

私の暮らし あなたの暮らし

-いろいろな地域からのメッセージ-

いまの暮らし・その中で思うこと

小川満 (さいたま市緑区)

私の暮らし あなたの暮らし

—いろいろな地域からのメッセージ—

ご無沙汰しています。いつも「SSTK 通信」を見ながら、よく頑張っているなあ、と感心していました。それにしても昨年、八木下さんが亡くなったのは残念でした。

私は、80年代半ばに「埼玉県部落解放研究会」に関わり、故鈴木淳さんを通じて八木下さんたちに出会いました。特に障害者運動に関わったことはありませんでしたが、勤めていた高校のホームルームの時間に小田原道弥君に来てもらったりしたことを印象深く覚えています。また最近時は県庁などで増田純ちゃんにも顔を合わせたりしています。

89年に埼玉高教組ができて組合活動をする中で、半田さんや黒古さんたちとも出会いました。91年に、淳さんから「埼玉と朝鮮」の本と一緒に作らないかと誘われたのがその後の私の人生を決めたと思います。被差別部落の問題に関心を持ちつつ、在日朝鮮人・韓国人の問題に関わるようになりました。淳さんと一緒に吉見百穴の地下工場を調査研究した大宮北高の江藤善章さんとは、現在までずっと一緒に活動しています。

2003年、日本語ボランティアの人たちが中心になって埼玉で初めて「外国人のための高校進学ガイダンス」が行われ、それ以来現在まで、勤務地の越谷で外国人の子どもの学習支援などを細々とですが続けています。

また同年に、朝鮮通信使をテーマにしたわらび座のミュージカル「つばめ」を埼玉会館で上演した実行委員会を中心に「埼玉・コリア 21」が結成され、05年11月に川越の蔵造り通りで朝鮮通信使の仮装行列「唐人揃い」パレードを実現しました。当日は、たまたま鈴木淳さんの命日で、真っ青な空の下、色とりどりの幟が空を覆い、通りは解放区のように、淳さんが生きていたらどんなに喜んだらうと思いました。あれから15回毎年パレードを続けてきました。(昨年はコロナで中止)



上記2つの活動は在職中から続けているものですが、12年に定年退職した後は、市民活動など好きなことばかりしています。現在、関わっているのは安保法制違憲訴訟の原告(野島さんが共同代表です)、福島原発訴訟の支援、岩手県山田町の老人クラブの支援・交流、朝鮮学校の支援、九条俳句市民検証委員会(報告書まとめたところ)、新宿の「文化センター・アリラン」の運営委員、埼玉県平和資料館を考える会と年2回の「戦後パネル展」、解放研の仲間と古文書を読む会、そして地元自治会の防災部長などもやっています。

妻からはもう少し絞ればと言われますが、動けるうちが花かなと思います。そして、いろいろな活動を通して、多くの人に出会えたことが何よりの喜びです。川越のパレードでは韓国の釜山文化財団と毎年交流していますが、市民同士のつながりの大切さを実感しています。コロナ禍で自由に往来できないことがどれだけ大変なことか思い知らされましたが、今は我慢するしかないですね。

とにかく、アベ・スガ自公政権によって日本が壊されて行くのを一刻も早くストップさせることが、私たちが安心して暮らせる社会のために必要だと思います。まだまだ頑張らないと、と毎晩の晩酌をエネルギーにしています。

いまの暮らし、その中で思うこと

門平公夫(さいたま市)

昨年4月から週2日の仕事になった。今も自立援助ホームという児童福祉の小さな現場に片足を残している。ふりかえてみれば、半世紀以上福祉の現場を汚してきたことになる。改めてこんな私に関わってくださった皆さんにお詫びがてら感謝したいと思う。

私の暮らし あなたの暮らし

—いろいろな地域からのメッセージ—



さて、仕事に追われることもなく時間はいっぱいできたものの、どうしたらいいものか持てあましているのが実情で、小さな庭は樹々が伸び放題、狭い家の中は書類や本棚にはCDが山積みとなり今にも崩れそうといったありさまで、なかなか手が付けられない。幸いにも今のところこれといった大きな持病もないので、これから少しずつ手を付けていこうと思っている。

人生もここまできるとあれやこれやと気になることが出てくる。特にやり残したと思われることについては未練がましい。いまからでもできることがあったら、悪あがきかもしれないが、それだけはやろう。いまからではできないことは、無責任だが次の世代に託そう。いまさらどうにもならないことは、胸に秘めあの世へ持っていこう、と自分なりに整理してみたら少し気持ちが楽になった。

それにしても、年々生きづらさを感じるのは年老いたせいだけではないようだ。こんな世の中でむざむざ死んでなるものかとの無念さが頭をよぎる。いっけんスマートさを装いながら弱肉強食がまかり通っている。政治ばかりではない、社会全体がおかしな方向に動いているような気がしてならない。

限りある命だが、自然や生き物を愛でながら、これまでの人生をふりかえりつつ、可能な限り発信していこうと思う。それがせめてもの罪滅ぼしということになる。思えば一人よがりで多くの人を傷つけてきた自分だったのでから……。



「共に育ち学び合うための相談会・2020」の報告



11月29日(日)午後、武蔵浦和コミュニティセンターで開催されました。コロナ禍で子どもたちはどんな学校生活を送っているのだろうか？まずは現場のようすを知りたいと「現場のはなしをしよう」というテーマで、学校の先生や議員の方にお話し報告していただきました。夏の集会が実施できなかったこともあり、感染がまた広がりつつある中ではありましたが、少人数でも顔を合わせて話し合いたいということで実施しました。30人余の参加がありました。

＜嵩優子さん・・・東松山市内小学校教員＞

給食の時に休校になると聞き、給食はゆっくり楽しく食べさせ、荷物をまとめて帰した。休校中は2週間に1回程度プリントを用意し保護者に取りに来てもらった。3月いっぱい保護者が働いている子ども、4月からは学童保育室の子どもたちを学校で預かった。行事は子どもたちが楽しみにしているものがずいぶん減った。給食は前を向いて食べるのであまり楽しくないという。1年生担任で、入学式で保護者は1名のみ参加。支援学級のダウン症の子どもも16時間一緒に学んでいる。子どもが帰ったあと職員で掃除が続いた。オンライン授業は行われていない。インターネットできる家庭ばかりではない。子どもに寄り添っての指導ができないという印象がある。休校期間、お昼ご飯を持って行けないから学校に送り出せない家庭もあった。近くのコンビニでカップラーメンやおにぎりをかう子どももいたと聞いた。学校は託児機能や給食でも栄養を補給できる機能もあると思った。



小規模校なので、子どもどうしの距離をうまく保てているのではないかと。友だちとの関わりは減ったというアンケートが多かった。子どもたちは休み時間は外でマスクをはずして遊んだあと、昇降口でマスクを着ける。ICTの推進など業者との癒着とか急に感じるようになった。

<佐々木俊二さん…川口市内中学校教員>

昨年度は川口市の夜間中学校にいた。簡素化した卒業式にしようとした日の夕方に一斉休校の記者会見。4月に中学校へ異動。4月と5月は1日だけ分散登校し、課題プリントを渡した。6月2日に入学式、1年生だけ前半と後半に分けて行った。その後2週間ぐらいは午前と午後の分散登校。部活動の中止、修学旅行は高校入試後に延期。授業の一環として体育祭で密にならないようにして綱引きなど。合唱コンクールも保護者を入れず学年ごとに。川口市が部活の新人戦に参加しなかったら保護者から抗議があつて、保護者の応援なしで始めている。理科の実験や調理実習はない。給食は前を向いて無言で。休み時間はマスクはしているが、特に密になるなという指導はしていない。教員が消毒やトイレ掃除をしていたが日中はスクールサポートの人がしてくれるようになった。ギガスクール構想は、教員にスキルがないのと学校の設備が整っていない。市内で陽性になった子どもがいて、学校に保健所が来てPCR検査をして、全員陰性で1日だけ休校にした。

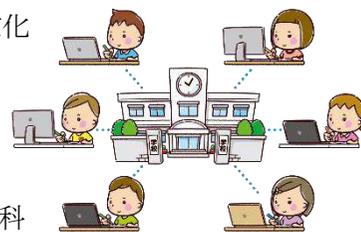


マスクをすることがあたりまえになっているが、人間は表情から学ぶこともけっこうあるので、子供の成長に悪影響なのではないかと思う。マスクをしていない教員に対して地域の人からなんでマスクをしていないんだという苦情が来て、そういう傾向があることに危機感を感じている。

<羽田亮介さん…県立特別支援学校教員>

県立学校は校長に裁量権があるので学校によって対応が違う。支援学校は週1回登校ということで意見が分かれた。登校してだいじょうぶなのかというのと、預けるところがないとどうするのかというのと。卒業式は卒業生と担任と保護者のみ。歌は歌わない。登校日以外も受け入れるということで現場の批判が多かった。他県はやっていない。実際には希望者がほとんどいなかった。自分が勤めている学校は職員も極力来るなど呼びかけていた、自分がかかるのも怖いがうつすのがすごく怖い。予防対策も手探りで、職員室の机のパーテーションも県教委の指示はなく学校の判断で行った。支援学校は動画をホームページにあげて見たりするが、まだオンライン授業の体制はできていない。動画の配信はだれでもできるわけではない、研修しないと。各家庭に端末が配備されているわけでもない。運動会や文化祭は中止、宿泊行事はなくて日帰り。

普通高校は40分授業を撮って希望する生徒が見る。行事も規模を小さく。修学旅行も中止のところや場所を変えて行うところも。感染者が複数名出たら校名を出す。進級については、教科担任で判断していて明確に基準があるわけではない。障害が重くても留年せず卒業した人もいる。特別支援学校から定時制に転校し、きちんと座ってノートをとっているのだから○と言われた生徒もいる。学校や教科担任と話せる関係を築けるといい。



<辻浩司さん・・・埼玉県議会議員>

越谷市在住。学生時代からわらじの会に関わる。会沢完さんと同じ幼稚園。コロナになって真逆な要望を受ける、卒業式をやってほしいという保護者とやめてほしいという保護者と、分断が深刻。一斉休校は安倍総理の政治的な思惑で突然始まり、どういう影響があるかという想像力がなかった。学校は勉強だけでなく、生活困窮家庭では給食が食べられる、虐待がある場合は学校にいる間は逃げられるなど、セーフティネットの役割があり、託児機能は大きい、県議会ではあまり取り上げられなかった。ギガスクール構想はコロナで一気に進んで、予算もついている。子ども一人にパソコン1台は果たしていい事なのか、子どもはすでにデジタルデバイス漬けである。学校の通信環境も整っていない。サポートスタッフの人員費も緊急の補正予算で付いているが、なかなか人材が集まらない。さいたま市はコロナを理由に欠席している子どもの数を調査したが、各市町村ではしていないので実態を把握していく必要がある。外国籍の子どもたちが通う学校があるが差別的な扱いを受けている。埼玉県は朝鮮学校に対する補助を打ち切っていて、復活してほしいと要望しているが通らない。コロナで日本の差別的な状況が浮かび上がってきている。



<参加者から>

- ・スクールアシスタントをしているが、いろいろな親御さんたちがいて、「みんなで育つ」というのはとてもむずかしい。支援員も免許を持っている人もいるが、学校、クラスによって差がある。先生も支援員を上手に使うといいと思う。「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」のパブコメが行われているが、ICTについて特別支援教育に有効ではないかと思う。支援員について何も書かれていないので意見を出したい。
- ・小学校で教えた子が中学校は支援学校で高校へ進学したが、英語など勉強していないので進級が心配。
- ・10年ぐらい前にある高校で何人かに進級させないと発言、その中に障害のある子もいた。埼玉連絡会からも行って、そういう発言自体が子どもを傷つけると話した。めんどろそうな生徒がいると早々に留年の声かけをすることも。まずは学校と話をし、だめなら外部の人(連絡会など)を入れて話すこともできる。
- ・高1の子は、中学校の卒業式で保護者は入れず、入学してからも4月から学校に行けず途中で分散登校。すべての子が同じ環境ではないのでリモートも始められず遅くなり心配だった。引っ込み思案なので友だちができるか心配していた。高3の子は受験生、休校の遅れを取り戻すのがたいへんで、補講を受けて帰ってくるのも遅い。メンタルが弱くて学校を休んでしまったり。大学に入学できて行けるのか不安。学校の関係者で感染者が出たが休みにはならなかった。ヤングケアラーについて、クラスに一人ぐらい不登校の子がいて、おかあさんの介護で学校に来ていないみたいだと子どもから聞いてびっくりした。
- ・耳鼻科の開業医をしているが、子どもたちにコロナの恐怖を植え付けた大人の責任は重く、ものすごく罪深い。子どもたちの中では感染はない、感染しても大したことはないという世界的なデータが出ていたのに一斉休校をやった。子どもが受診に来るので聞くと一日中家にいる、外で遊んでチクられるのが怖い、近所の人が学校に通報すると。朝起きられないと受

診に来る子がけっこういる。生活のリズムということに学校は役に立っていたんだなと思った。人間は目と目を合わせて手と手をつないで育ち合っていくのでリモートではだめではないか。学校の先生は上から言われることを疑うことからはじめないとだめだと思う。

- 地域福祉計画というのが全国の自治体で作られている。学校や職場、まちづくりをひっくるめてということになっているが、実態は高齢者の介護システムがメインで、高齢者は健常者として生きてきて、周りに迷惑をかけないという考え方で遠慮する。障害のある子は他の子と遊びたい、親も地域で育てたいと、大人になっても自立生活や重度訪問介護とか介護を受けて地域で生活。小さい時から地域で学び育ち、存在感を示し、さまざまな形で社会参加できるように、地域福祉計画もパブコメを出してほしい。(どの子もニュースより転載)

社説

毎 日 新 聞

2020年(令和2年)11月21日(土)

障害者の高校不合格

文科省はまず実態調査を

障害のある生徒が公立高校を受験し、志願者数が定員に満たないのに不合格となる例が後を絶たない。「定員内不合格」と呼ばれている。

障害があるために入学できないとすれば、教育を受ける権利を損なうものだ。

支援団体によると、不合格となるのは知的障害があったり、人工呼吸器を装着し医療的ケアが必要だったりする生徒だ。複数年受験し、合格できないこともある。

入学の可否は学校長が決める。受け入れ態勢の不備などが理由とみられるが、学校側に聞いても説明されない場合が多い。統計がなく、実態は分かっていない。

高校入試を巡っては、旧文部省が1984年、一定の成績や適性が必要とする「適格者主義」を改めるよう教育委員会に通知した。進学希望者の学ぶ機会を広げることが目的だった。

障害があっても合格するケースが増えた一方で、地域や学校によって対応に差が出ている。

文部科学省によると、昨年度、定員に達していなくても「不合格にする可能性がある」と回答したのは32の道府県に上った。「原則、不合格としない」のは15都府県にとどまった。

東京都、神奈川県、大阪府は定員内での不合格を出さない方針を掲げている。住んでいる地域で合

否が異なるのは不合理である。

日本が批准した障害者権利条約は、障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」の確保をうたう。障害者差別解消法もできた。

高校の授業料も無償化された今、高校で学ぶ権利は最大限、保障されなければならない。

萩生田光一文科相は国会で「都道府県のみなさんとよく話し合ってみたい」と述べた。文科省はまず本格的な実態調査を行い、結果を公表すべきだ。

高校進学を希望して7年間浪人した千葉県成田市の渡辺純さんが昨年、願いがかなわないまま21歳で亡くなった。脳性まひで、たんを吸引するケアが必要だった。

小中の同級生には、一緒に学んだことで看護師や教師の道に進んだ子もいるという。共に学ぶ意義を共有できることが真の共生社会につながるのではないか。

2020年12月24日

埼玉県教育委員会教育長 様

どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会 代表・斉藤尚子
埼玉障害者市民ネットワーク 代表・野島久美子

要 望 書

日頃より、障害のあるなしにかかわらず、高校教育を希望する人たちが一緒に学べるよう、ご尽力いただきありがとうございます。

コロナ禍で感染に対する不安はもとより、経済状況も深刻化し家庭生活にも大きく影響してきています。感染対策を行いながらの学校生活ではマスクの着用や密を避ける、給食は前を向いて無言でといった、子どもどうしの関わりが少なくなったり、行事も中止や内容の縮小化で楽しみが減ったりなど子どもたちにとってはつらい状況です。なかなか学校に来れない子どももふえています。教職員にとっても、働き方改革が掲げられたものの労働強化になっています。そのような中でも、子どもたちも教職員もがんばって学校生活を送っています。

一方、休校などを通して、生活リズムや給食など、学校の果たす役割の大きさも見えてきて、多様な子どもたちが通って一緒に学べることの重要性を再認識させられました。

高校受験も近づいてきていますが、休校の影響で学べなかった部分があったり、学校再開後に授業の進め方が早くなり理解できなかつたり、また感染も心配など、例年以上のさまざまな不安があるものと思われます。県は入試問題の出題範囲を減らすという対応をしましたが、さらに柔軟性を持って選抜を行い、より多くの生徒が高校で学べるようにしていただきたいと思います。

今年5月にバリアフリー法が改正されました。高齢者や障害者などの移動をさらに円滑化するための課題を多面的に取り組もうというものです。公立小中学校もバリアフリー基準適合義務の対象に追加されました。小中学校に限らず高校のバリアフリー化も課題として認識していることと思いますので、早急な実施を望みます。さらに、この法律では新たに「心のバリアフリー」の推進が掲げられています。それは「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと」を意味するとしています。ふだんの学校生活で一緒に学び合うことでその姿勢が育っていくのではないのでしょうか。そのためには教育啓発事業に限らず、学校のあり方についても再考する必要があるのではないのでしょうか。

12月8日の県議会において、辻浩司議員からの「通常の学級で学ぶ障害のある子どもの実態把握について」の質問に対し、高田教育長は「障害のある児童生徒が、通常の学級で障害のない児童生徒と共に学ぶことは、多様性を認め合い、将来、地域社会の一員として共に生活していく上で大変意義あるものと考えております。」と答弁しました。高校もそのような役割を果たせるよう、多様な生徒の受け入れを進めてください。

以下要望いたします。

1、 差別なく高校で学べるよう入学者選抜実施要項・選抜要領の改定を行ってください。

障害者差別解消法によって、行政に関わる事業で差別があってはならないということについては認識しているが、入学者選抜については、障害があることで不利益な取り扱いをすることがないよというものが基本的な考え方であり、公正公平に選抜している、という前回のお答えでした。配慮をして受験の機会は与える(つまり門戸を閉ざしていない)が、得点できなくて入れないのは公正公平に選抜した結果であるという説明でした。障害があることで得点できないために入れないことは「門戸を閉ざす」ことにはならないのでしょうか。得点のできる第2志望の生徒から入れることは二重に「門戸を閉ざす」ことにならないのでしょうか。

すべてを点数化して選抜することが公正公平だというのが県の考え方ですが、得点できない障害者が入れない制度が果たして公正公平な制度と言えるのでしょうか。それについては点数一元化の

制度ができる時に、障害者に公正公平さを担保しなければならないとして、公正公平でないことを認めています。

今年度の話し合いにおいては、中学校の体育の評価についての問題が取り上げられました。車いす使用の生徒が授業内容や評価について配慮がなく低く評価されたということで、そのことは調査書の評価にも関わってきます。体育に限らず他の教科についても同じような事態が考えられます。学校によって教科担任によって基準が異なり、差が生じることになります。すでに調査書の段階で公正公平ではありません。

受験時の配慮についても、知的な障害があつて得点がむずかしい場合などは、不利益が回復できるわけではありません。

このように公正公平とはいえないという認識に立って、どのようにして「門戸を開く」かを検討していただきたいと思います。

前回の回答で国の通知の「能力・適性等を判定して」(県の要項・要領にもある)ということが引用されていますが、障害者権利条約を批准しても旧態依然とした差別的な文言があること自体が問題で、改められなければならないことです。埼玉県は率先してどのような障害があつても受けとめていく施策を出してください。

2、措置願の実態把握をしてください。

措置願の実施については高校現場に任されているだけで、その状況がきちんと把握されていません。可否の判断は校長の権限であっても、措置願が趣旨通りに実施されているかどうか、公正公平に実施されているかどうかを把握することは教育局の責務です。実態把握を行って明らかにしてください。個人情報の問題があるといいますが、過去にはよい事例を紹介するために把握したこともありましたが、数の把握は問題ないのではないのでしょうか。

- ① 2021年度入試について、校長段階で判断したものの内容(どのような配慮が求められて、どのように対応したか)を明らかにしてください。
- ② 提出された措置願に対して何点算出したか把握して明らかにしてください。
- ③ 特別な配慮をした受験者の可否結果を把握して明らかにしてください。

3、通知を改めて定員内不合格を0にしてください。

2020年度の入試においては定員内不合格が出されませんでした。2021年度以降も定員内不合格0になるよう、通知の「可能な限りその全員を入学許可候補者とするよう努め」を「その全員を入学許可候補者とし」に、「確保しがたい場合には」を「その全員を入学許可候補者としがたい場合には」に改めて指導してください。

4、定員オーバーであっても可能な限り入学許可候補者とするように指導してください。

今年はとりわけコロナ禍により休校などで授業に影響が出ており、また家庭学習の状況によっても学力差も大きくなっていることが考えられます。できるだけ多くの生徒を受け入れて高校で学び続けられるようにしてください。

5、1月の校長会等で特に次の点について指導してください。

- ① 知的障害などで得点の難しい生徒を含めて、障害のある生徒の受験及び選抜に当たっては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のあることにより不利益な取り扱いとなることがないように、十分な配慮をすること。
- ② 事前協議をていねいに行うこと。受験時の配慮について本人・保護者の希望に沿って行うこと。代替措置も含め、建設的対話により十分に協議すること。

6、高校の再編整備(統廃合)の見直しをしてください。

2029年3月までに公立中学校卒業生数が6000人減ることが見込まれるため、公立高校の活性化の観点で統廃合を行うということですが、現状を見ると、毎年何千人もの公立高校不合格者が出され、一方では特別支援学校高等部の教室不足が盛んに言われています。

後期中等教育で高校と一緒に学ぶことが進んでいきません。また、定員を超える学校がある一方で、欠員補充を行っても入学者が定員に満たない学校があるということで、学校格差や地域格差が大きくなっています。統廃合することで改善されていくのかたいへん疑問です。学校がなくなることで地域が衰退していくとも聞いています。

12月8日の県議会で辻浩司県議の「県立高校の統廃合による障害のある生徒の進学先の影響について」の質問に対する答弁で、高田教育長が「定時制高校を始め県立高校には障害のある生徒や不登校の経験のある生徒など様々な支援が必要な生徒も在籍しており、多様な生徒の受け皿としての役割は重要であると考えております。」と述べています。コロナ禍により少人数学級にする動きもあり、小規模の学校で多様な生徒をていねいに教育していくことも考えられるのではないのでしょうか。

- ① 再編整備の進捗状況を教えてください。
- ② 一学級の人数や学校規模など再考し再編整備計画の見直しをしてください。

7、通級について

2018年度から今年度まではモデル校で実施し、来年度から正式に始めるということですが、八潮南、鳩山、新座、皆野の4高校に加えて上尾橋高校でも始められるということです。私たちはそれまで高校に特別支援学級や通級がなく、障害があってもみんなの中で学び、そこに生徒どうしの関わりのエピソードも生まれたり、教員も悩みながら指導の工夫をしたりしてきました。高校で特別支援教育が強められて生徒どうしの学びが阻害されないか懸念しています。

- ① モデル校での通級の実施について、どのように評価していますか。
- ② 本人保護者の意向ではなく、学校の意向で対象者を決めたり誘導したりすることのないようにしてください。高校生という年齢で特別なことをされるのに心理的な抵抗感もあったりしますので、特に本人の意向を尊重してください。
- ③ ソーシャルスキルなどは生徒や教員との関わりの中で育まれていくものです。特別な場や専門教育などで身についたとしても、それが社会で生かされていくかは疑問です。ソーシャルスキルについてどのような指導が行われているのでしょうか。

8、 中学校の授業と評価について調査・指導をしてください。

今年度は中学校の体育の評価について保護者からの訴えがあり、話し合ってきました。学習指導要領にも指導内容や方法を工夫するよう書かれており、県としても会議や研修会で周知していくとのことですが、これまで現場に徹底されていません。調査・指導をしてください。

以上、文書にての回答をお願いいたします。

入試直前の交渉の日時が決まりました。

コロナ感染の心配もありますが、予定に入れていただけたらと思います。

2月12日(金)2時～ 場所は後日連絡します。

入試日程は2月29日学力検査 3月1日面接 3月8日発表です。

みんな一緒だ！サイタマおしゃべり会 (毎月最終土曜日1時～4時)

1/30、2/27 市民活動サポートセンター(浦和パルコ9階)

TOKO ミニおしゃべり会 (毎月第2金曜日10時半～12時半)

1/8、2/12 生活ホーム「オエビス」(せんげん台 独協高校近く)

公立小就学へ 環境整備を

回顧 2020

医療的ケア児

人工呼吸器を装着している「医療的ケア児」の保護者が、「地元の公立小学校で学ばせたい」と自治体に求めた事例を川崎、相模原両市で取材してきた。ここに解決の糸口があるのか、悩みながらの報道となった。

今年18日の朝、相模原市中央区。集団登校する小学生の列のなかに、医療的ケア児の佐野涼将君(8)の姿があった。県立特別支援学校に籍があるが、地元の公立小への転校を目指しており、自主的に登校の列に加わっている。

父・政幸さん(44)と母・綾乃さん(42)が付き添うが、学校に着いても校舎内



小学校への集団登校の列に加わる佐野涼将君と両親。相模原市中央区

には入らず、集団登校の子どもたちを昇降口で見送るだけの日々だ。11月の運動会もフェンス越しに見つめただけ。特別支援学校にそのまま通えばいいという意見も重々承知しています。それでも、地域の小学校で同じ小の2年生が涼将君の誕

世代の子ともたちどなんとか過ぎさせたい」と政幸さん。一方で、綾乃さんは「人に迷惑をかけてまで買

生日に、揃ってきた花と折り紙のプレゼントを自宅に届けてくれたという。こう

川崎市では、同じく人工呼吸器を装着する光吉和希君(9)とその両親が2018年、市と県を相手に、地元市立小への就学を求める訴訟を横浜地裁に起こした。地裁は今年3月、就学を認めない市教委の判断を「安全な学習の場を提供するもの」とし、請求を棄却。控訴審の東京高裁で審理が続いている。

両市と同じ政令指定都市でも大阪市や広島市などでは、人工呼吸器を装着した児童の地元公立小への就学が実現している。

相模原市教育委員会は当初、公立小への転校に向けた取り組みだったが、支援態勢が整わなかったとして転校を認めず、今に至る。

今年11月の本村賢太郎市長の定例記者会見。記者(岩畑)がこの件を尋ねると、市長の代わりに鈴木英之教育長が「保護者との合意形成を引き続き図る」としたうえで「(本人の)学

川崎市では、同じく人工呼吸器を装着する光吉和希君(9)とその両親が2018年、市と県を相手に、地元市立小への就学を求める訴訟を横浜地裁に起こした。地裁は今年3月、就学を認めない市教委の判断を「安全な学習の場を提供するもの」とし、請求を棄却。控訴審の東京高裁で審理が続いている。

相模原市は、世田谷区などとの違いを「支援する教員の数や受け入れられる部屋など、環境の違いがある」と説明する。

では、今のままでいいのか。問題提起を続けたい。(岩畑 斎藤博美)

すぐに環境整備ができなくても代替措置を保護者と学校とで考えればいいわけだし(高校入学もおなじだ!)、まずは一緒に学べるようにしてほしい。何のための差別解消法だ?市や県で決めないでほしい。転学(就学)と裁判の両方のたたかいをがんばらねばならない。(竹)

久美子の病床日記 (道路を渡れば我が家、でも、今日はここが暮らし)



痛いよお〜と電話の向こうで泣きべその野島理事。だったら、通信に載せるから入院日記を一日一言でもいいから編集部へ送ってよ！とお願いしたら、なぜか Facebook に挙げていた。大晦日「原稿毎日書いてるからね Facebook から載せてね」と確認の電話が入る。さすが、当協会の副代表理事！しかし、それを支える大坂さんにも脱帽！最強のコンビだと思います。さて、ごちそうさまなくらい載せさせていただきます。(Facebook より転載)

2020年12月13日 18:23 大坂【野島久美子の入院手術】

報告が遅く成りましたが、12月9日(水)の午後、埼玉障害者市民ネットワーク代表の野島が、大坂の不注意により落下し大腿骨を骨折をしました。

レントゲンとCTの検査で骨折が判明し、手術をしないということで、急遽10日(木)の午前に東都春日部病院に入院し、よく12月11日(金)9時30分より4時間30分の手術を行いました。

現在は写真のように各種の機器に接続されていますが、担当の先生によると大成功だとい



うことです。

なお、コロナ感染予防対策で面会・見舞いなど禁止されています。(親族でも)

写真の野島はすべて泣いています。

「今度いつ来てくれる？」のという声には返答ができません。困っています。

退院予定は60日～90日とされています。

本人の了承のうえで投稿します。

12月14日 8:20 (大坂)

8年前の野島久美子さんです。

みなさんから励ましの言葉をたくさんいただきました。

復活の日を、祈りながら耐え忍びながら、楽しみに待ちます。

8年前

この日の思い出を見る
大坂 富男

2012年12月14日

サンタクロース予報。
今日、埼玉県庁に数名のサンタクロースが出現する気配があります。お気をつけ下さい。アンテナショップかっぱより。



19:29

入院して、5日リハビリの先生が、電動車椅子に乗っていいといった。自分で動けるのいいです。4日間は、つらかった

12月18日 16:45

リハビリやりましたさんじかんのつたつかれた

17:23

いい話夜中オムツ交換に、巡回に来て中国人はずかしいけど。病院だからね

12月19日 11:41

今日も、リハビリ土曜日は、午前中です。車いすに、乗ってカスミの見える窓に行った。関根さんに電話をして外に出てもらった。手を降ってくれた。外はあたたかそう。早く、出たい。



12月21日12:43

午前中レントゲン検査痛いので、ざ薬を打って行った。足を伸ばしても痛くなかった

12月22日 12:24

カスミの反対のまどに行った。看護師さんが、いまなら、大坂さんが外にいて手を降ってくれた。早く、外に出たい。



16:18 (大坂)

朝、枕を持ってきてほしいということで、カスミで買ったお菓子といっしょに差し入れてきた。

看護師さんが、いま車イスに乗っていますよ。

3階のテラスに出てもらった。

光線の加減でうまく撮れなかった。



12月23日 11:51

病院入院して二回目の風呂に入った。ストレッチャーに寝ながら体を洗い最後にベットごとときかい湯に入った。気持ちが、よかった。機械湯も悪くないです。

18:34 (大坂)

今日の野島久美子

午前中の窓訪問とリハビリ(車いす利用)と時間が合わなかったため、伝田さんちに行った帰りに「カスミ」の駐車場側に来てもらった。

私の高性能カメラで撮ったため足の爪まで観察できる。

今日は、13日に開催された「わらじの会みんな一緒のクリスマス会」のプレゼントとわらじの会報を届けた。

病院でも、きのうクリスマス会があったらしい。サンタクロースからプレゼントももらったようだ。



12月24日 14:06

昨日リハビリが、午後だったので五階にいきリハビリ室まで行きました。遠くに電車武蔵が

見えた懐かしい反対の窓からゆっく武里の窓から私の住んでいる。家が見えた。まだ壊れていなかった？



12月25日 14:41

今日は、楽しいことがあった。リハビリの先生を通して病院の窓側ですが、何人かの人会えた。うれしかったよ。夕方痛みが、なければいい。



12月26日 16:05

土曜日です。病院は、半日で終わりでナースステーションに私の主義いんの先生が、来てダメ元で聞いたら、簡単だめと言われたショック

12月27日 10:21

今年最後の年になりました。私は、こづつで今月病院入院した。年越しは、初めて病院で、新年を、迎えることになった。今日時間があるので、懐かしいチェッカーズを、聞いて楽しんでいる。

12月28日 5:28

あげがたお腹がすいたので、ヨーグルトを、看護師さんに、たべさせてもらい夕飯が

6じで朝まで持たない。家ではあり得ない。
田口さんみたいだ

11:44

今日も、今年最後の風呂です1年のあかを、
流して、それが 病院とはね 気持ちがいいで
す。できればもう少し長く、入りたかった。

15:12

山下さんからもらった。たぶれつとを、もら
った

17:01

レントゲンの検査をした傷いでも、たいいは
無理と言われたな-スが言ったから本気に
した ならいうな

20:31 (大坂)

今日の野島久美子さん
3時までリハビリで電動に乗っているとい
うので、2時30分ごろに山下さんからの依
頼の「タブレットスタンド」、SMAPのC
D、どういわけか郷ひろみのアナログレ
コードとR-1とガムを差し入れた。

駐車場側にいと伝えると、3階のテラス
(窓)にお
目見えにな
った。タブ
レットでこ
ちらを撮影
しようとし
ているが、
うまく撮れ
たか?



12月29日 9:13

おはようと目がさめた。今日は朝5時半ま
あまの目覚めだお腹がすいたので、ヨー
グルトを食べだすふごだいべんがにかい
ほどでたよ。かいちょうだ

13:16

車椅子に乗っていつものカスミの窓に
きたわらじは、最後編集作業です。これ
から大坂さんは、かつみ君をべしみに
送りとどけるそして病院の

13:54

知り合いからもらった
タブレットスタンドつか
やすい。



12月30日 7:25

おはよう今日は目覚め
5時半におきたお腹すいたヨーグルト
くださいと言ったけど今日の看護婦
さんは、わかすきでゆうずうきか
ない、タメだ若ければいい
ねのでない
朝べんはできるか

12月31日 10:48

今日は、五階にあがって富士山
さんを、見たら綺麗でした



12:11(大阪)

今日の野島久美子さん
正月3日間は病院が、休院体制のため
最後のリハビリの日となる。
しばらく、退屈するからと「手芸
セット」と「編み物セット」を持
ってくるように指示された。
年賀状のサンプルも持参し、了解
をえた。そして、2020年最後
の「お目見え」... もっと見る



15:30

おはよう3時に目が覚めた、お
腹すいたヨーグルトください
と言ったけど今日も若い看護
師さんしかも男性です。ヨー
グルトは、だめです。と言
われ一回目がさめると寝られ
ない、若い人に言われ。た
くないと思った。ヨ

ーグルトはふよやかに食べるもんだ二日ほど
つうじがない

23:03(大阪)

野島久美子さんからのSMS(18:30)

『年越しそばでたよ。おいしかった。』

その前(3時頃)、電話あり

「いい忘れたけど、紅白録画しておいて」

2021年1月1日 7:42

おはよう明けましておめでとうございます
めがさめたのが12時半にめがさめたあー
じゃに-ずかんとたうんをやっている看護師
さんとおむつ交換をやりながらカウントたう
をみました。

3時に起きたお鍋すいたのでヨーグルトを、
食べたいと看護師さんに言ったらだめといわ
れたがたべてもいいことになった。よかつた

1月2日 6:36

おはよう今日も目がさめたのが、5時半でし
た。看護師さんテレビつけていいですかとき
いたらいいよといわれたそれに、してもお腹
がすいたよあいかかわらずあげがたの、ヨー
グルトは、ダメと言われた。べつにいいじや
ない、みんなと同じく食べなさい

食べたいものはたべたいも う病院はいい
よ早く、退院したい

11:18

しょうがつ二日目です。風呂は、先週の月曜
日にはいりそろそろあたまがかゆい。ダメ元
で、看護師さんにいいました。心より引き受
けてくれました。髪を洗い気持ちよかつた。

1月3日 7:25

おはよう今日の目覚めは3時半30分ほど、
だまつて4時に看護師さんを、呼んでテレビ
を、つけてもらった。再放送のみゆう404
を、やってたこんなに早くやっている。テレビ
を、聞きながら、フェンスブックを、書いて
います。いいねを、だれを、押してくれる
か深夜のヨーグルトの話は、だめになりました。

10:42

10時半ころ私の、この部屋に新年挨拶さつ
に来てくれました。うれしかった

1月4日 6:07

おはよう目覚めが3時です。といれ、で目覚
めが覚めたか夕べ飲んだ下剤が聞いて、なん
ともオムツに起きた、ねたきしない今日は、
下剤飲むのやめる

10:46

月曜日は、毎週レントゲン検査の、日です
レントゲンを、とるときはざやくを、入れてか
らレントゲン室にベットで、いきます。。ざ
やくを、入れても、固まっている足を、伸ば
すのは痛い。きゃーとさわぐ痛いのは痛い。
お兄ちゃん痛い。そんなに力入れるな。私に
恨みあるのかいと言うふうにもまた 来週だ月
曜日はゆうつだ

17:47

三時頃主治医の先生かナースステーション
に、来てくれました。私は、なにも言わず、
先生が、話しかけて来てくれまてくれて

1月4日 17:56

来てもうちょっとがまんもえちよつとてって
どれくらいだろうと知り合いに聞きました。
何人かかに聞きました。答えは、わからな
い。

1月5日 6:24

おはよう目覚め5時にトイレに起きた。田口
百合子さんみたいだ早寝早起きもんぜのとく
やはり昨日夜の木村拓也の教場を、終わるま
で見た面白い木村拓哉は年配になってあじが
出てきよ若い頃は、芝居下手でさやくかお
くみんなおんな同じ役でつまんなかつた。そ
れにしてもおなかつた

9:18

1年前の野島家の様子

いまは、あいにく自宅のすぐ近くの東都春日
部病院に入院中のため野島 girls の同期会は
できなかつたけど、退院してコロナが明けた
らやりたいね。

先輩諸氏の各界でのご活躍を祈ります。

1年前 この日の思い出を見る(大坂)

2020年1月5日

野島 Girls の同期会(?)

今日、野島家に菅野友里絵さんと吉村麻衣さんと黒田真衣さんがくるということで、カメラを持って取材に伺った。

みなさん、埼玉県立大学の卒業生であり、わらじの会や埼玉障害者市民ネットワークの活動に参加したりされた方々です。

もちろん、野島久美子さんの介助にも入り野島久美子さんの命をつないだ方々です。

OGになられてもこうやってときどき遊びに寄ってくれるそういう関係ってうらやましい。



14:58

2時頃関根さんから電話がありこれからまるちゃん連れてランドセル見せにゆっくの駐車場に行くからねといってくれた。わかっが、たと、いって関根親子きたまるちゃんランドセル諸つてきました。まるちゃんランドセルおおきいと、思った。今年1年生早いねまるちゃん、

1月6日 6:10

おはよう目覚は、5時おむつ交換でおこされたはじめやるこは、テレビをつける休んで日記をつける。朝ごはん🍳🍷まで時間あるので書いています。おなかずいたね

9:01

朝ご飯🍳のときにいつもは、女性の、看護師さんでしたが、今日は、途中からコールを、押したら男性看護師さんが来てくれた。どんなにおいしくないおかずでもそのときだけは美味しいと思えた。

11:24

毎週水曜日は午前中風呂の時間です。新年に入り初す。傷も、痛みもなくなりとてもいいです。体を、洗い、頭 顔洗い、気持ちがいいです。つぎは、機械湯に入ります、お湯の、温度42どです。ちょうどいい温度てよかった。風呂上がって、部屋で、午前の紅茶の冷たいのを、飲んだ美味しい。

14:28

今日の野島久美子
午前中に今年初めての入浴があった。
午後からはリハビリがあるらしい。
今日は、特に差し入れのリクエストはない。



1月7日 5:27

おはよう目覚めが、三に目覚めました。夕べご飯🍲を、いっぱい食べたからそんなお腹がすいてない昨日は、話しながら夕飯も進んだ。そんなおいしくなご飯🍲たったけど 今日とはな

15:41

なな草がゆが、朝ご飯に出ます。私は、断りました。おいしくないしね私は、ぱんです

13:46

看護師さんが、部屋来て荷物の整理している。大坂さんが、来たらしい?看護師さんは、あまり部屋にものがあるらしく、整理を

しはじめた。ガムを、見つけて、「アーガム食べる?」だめです」看護師さんは、強制的に持ってかいて、大坂さんに、無理持たせた大坂さんは、看護師さんと、いい言い合いになったらしい?そんないい言い合いになっている中私は、リハビリにはげんでいた。後から、大坂さんに、聞いた。私は、「ガムぐらいいいじゃないと思った。あれだめ これだめと言ってたらべんが、でないよいくら下剤でも、無理

16:18

三階の窓のゆっく武里がわにいます。真っ正面に、木にかくれているのが私の家です。

トの上で、頭を、洗うなんてどんなふうに洗うのか

1月8日 5:51

おはよう目覚めは、こじに起きた。5時半は、またぐらい昨日夜寝ようとしたときに急にべんかもようしてきたなんで今ごろなんたろう薬を飲んだ寝ようとしたのおむつ交換に、男性のお兄ちゃんてした、しかもつけてにかいでた

11:07

入院して約一ヶ月がたとうとしています。入院した頃は、いた いたと毎日泣いていた。いつも看護師さんに 怒られた。「しすかにしなさいと言われた。ても、今は、病院生活になれて、しよくも、眠りも、深くなってきたがする?先生の話しを聞くと今月いづばいみたいた退院したら忙しくなる。

1月9日8:32

おはよう目覚めは、6時すぎです。今日は、家に起きています。時間と同じです。昨日は、夜歌番組を見てました。いつもは夜の1d時半にみんざいを飲みます。昨日は、テレビを見たら、寝てしまい起きたのが12時半に、目が覚めた、あー薬飲むの忘れた?よくねた

8:52 (大坂)

今日は、午前中に松伏のいつもお願いしている修理屋さんで、冬タイヤに交換する。そして、野島久美子さんからの依頼で「昔ながらの金属製の湯たんぽ」を、かつての野島girlsで現在福岡で働いているAさんに送る昨日の夕方、入院中の野島からショートメールが入り「湯たんぽは金属製が一番だよね」、元野島girlsのAさんはプラスチック製の「湯たんぽ」を使っているらしい。それで、金属製を買って福岡に送ることになった。タイヤ交換の後に、ホームセンターをあさるなければ・・・。

11:02

リハビリも、なく看護師さんに、言って、頭だけ洗ってくれた。よかった。今日洗わないと、風呂は、入れない看護師さん二人でベッ

12:25(大坂)

今日のミッション2

朝、野島久美子さんから電話があった。

「9時から、『記憶にございません』があるから、録画しておいて」いま、9時半過ぎているよ!

夜の9時だよ! 了解!

17:04

今日昼ご飯🍱のときに、看護師さんが、忙しく、自分で、食べられるところは、食べてと、言われ一人で、食べていたら、もう一人の、看護師さんが、部屋に来て「あら野島さん一人で、食べられるの?」と、おどろいてた。看護師さんは、いままで黙って、いたなあと、言われた。べつに黙っている。つもりはなくて、聞かないのか。悪い私は食べさせて、もらうのもひとつのコミュニ ケーションだからね 夕飯から一人で食べなさいと言われるよ。今日から食事のコミュニケーションはない。一人入ったから忙しいのでは

1月10日3:10

おはよう目覚めは、夜中の、1時🕒トイレに起きた。夜中に、ペンんつうか2回たてつけて出た。タベの記憶にございませんは、寝てしまい残念です。家で、びデ見ればいまた寝ます。

16:07

連休二日目です。時間あるので、編み物でもやるかと、やる気になり、音楽を、聞きながら、ゆうがな生活だ。となりの部屋からさわいでいる。声が聞こえる。前の私のような。私より声が、おとなしい。と看護師さんに、言われた。『野島さんの方もっと病棟じゅう、響いたは と、言われた

1月11日 7時53分

おはよう目覚めは、5時トイレに、起きた。そのまままち寝た。6じに起きた。うんよくねた。この時間に、起きればいいね 朝からパンツが、いいネットぬ2回でた。朝🍀

も、忙しいから自分で食べなさいと看護師さんはいいます

1月11日

朝ご飯におしるこが、てました。中身は、おもちではなくてギョウシ見たいです。今日は、鏡開きです。



1月11日

今日て入院して早いもので、いづかけつかすきようとしています。12月11日です。前は痛みがあつて大変でした

1月11日

ひまなのです。編み物やついる。今日て入院して早いもので、いづかけつかすきようとしています。12月11日です。前は痛みがあつて大変でした



2021年1月12日

おはよう目覚め5時半今日もよくねた昨日は、9時前に寝てしまい、テレビ朝顔の番組見ないで寝てしまい残念でした。今日からみんなは、飲まないでいいかな、今日は、嫌いなレントゲンです。痛い、いた

2021年1月13日

今日は、誕生日で、2時リハビリの先生と、一緒に三階の窓からみんなを見ました。したお見ると、何人ががで大弾幕を、持ってパービーにゆーやて、紙に書いてありました。歌も歌つてくれた。うれしかった、先生が、カメラを、とつてくれた。後で、看護師さんから、花を大坂さんからもらいましたが、また、看護師さんに、怒られた。花は、ダメなのと、言われた。もらったよと、記念撮影を、とつて大坂さんに、みせなさい。と、言われた。今日は、いい一日でした。



月末には退院かも
続きは野島久美子の
Facebookで



野島・大坂は
最強の二人
だな(今)



2020年8月2日・28日

I. はたらく

1. 障害者活躍推進計画(以下「計画」と略記)について

①人事課(白田) : 「埼玉県障害者活躍推進計画策定・推進委員会」の委員は人材政策局長、各部直主管課長、関係課所長及び他任命権者の主管課長で構成されています。

幹事会は人事課長、人事課副課長、各部局主管課主幹、関係課所主幹及び他任命権者の主管課主幹で構成されています。

専門的な協議または調整をするために分科会を設置しており、分科会の委員の障害種別等は、幅広いご意見をいただくため、特定のものに偏らないよう構成されています。

分科会で頂いたご意見は本委員会で協議し、障害のある職員の意見を計画に反映しています。

総務課 障害者雇用推進担当(中澤) : 県教育委員会における障害者活躍推進計画の策定に際しては、教育局内に同計画策定・推進委員会を設置し、県計画部課長のほか、障害当事者である教職員4名が委員として参加しました。

出席した委員からは、ペースメーカーへの影響により、社会科見学などで立ち入ることができない施設があることや、視覚障害のある委員からは、児童生徒の表情を見ることができないため、児童生徒への指導に苦心していること、聴覚障害のある委員からは、支援機器(「専用の電話機や集音器」)の整備など、実際の教育現場での困りごとなどについて意見がありました。

これらを踏まえ、障害者活躍推進計画においては、障害のある教職員の配置方針等を明確化し個々の障害の状況・能力・適性等を考慮し適切な配置に努めること、障害のある教員が児童生徒に対して適切に指導できるよう、障害の種類や程度に合わせた指導方法を研究し、研修を実施すること、障害のある教職員の障害の種類や程度に合わせて必要に応じてICT機器等を

①障害者である職員の計画作成への参画。知事部局は分科会のみ障害者職員は参加、教育局は本委員会に障害のある教員が参加。参加障害者の具体的中身、知事部局において当事者が本委員会に参加しない理由、教育局の本委員会で当事者から出された意見は。

整備すること、について具体的な取り組みに掲げたところです。

②採用試験の欠格条項(自力通勤、介助者なし職務遂行、知的障害、精神障害)の撤廃(人事課、教育総務課)後、今まで受け入れられない理由をどう解消していくか、本採用教員及び県立学校実習助手の特別選考の対象から、知的障害者が除かれているのはなぜか。

②人事課 人事管理担当(白田)

県では、障害者の雇用の促進を図るため、昭和56年に目標雇用率を3%と設定しています。この目標雇用率の達成のため、また平成30年度の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正に鑑み、平成30年度から「身体障害者及び精神障害者を対象とした職員採用選考」として受験資格を精神障害者にも拡大しました。

さらに、厚生労働省が公平採用の観点から広く門戸を開くべきであるとの見解を示したことなどから、知的障害者の正規職員としての採用についても令和元年度選考から門戸を開くとともに、「自力通勤・介助者なしでの業務遂行が可能なこと」や「年齢要件の上限」を撤廃しました。

なお、障害のある職員の配置先につきましても、個々の職員の経験や能力が生かせるよう、障害の種類や程度、適正、能力、過去の経験、意向、通勤事業等を考慮し、各所属で活躍していただきたいと考えております。

総務課 人事担当(山岸)

行政職員の選考試験における対象障害種や受験資格については、人事課の説明と同様になります。

採用・配置にあたりましては、障害の種類や程度、経験や能力、本人の希望、意欲などをしっかりと把握し、一人一人の適正と能力に応じた職を充てられるよう配慮をしながら、障害者雇用を推進してまいります

教職員採用課 採用試験担当(飯塚)

平成30年度に局内に立ち上がった「障害者雇用推進委員会」報告書において、「障害者が活躍する場を広げる観点から障害者特別選考の対象を拡大していく」ことが提言され、平成32年度教員採用選考試験(令和元年度実施)から、身体障害者に加え精神障害者についても特別選考の対象としたところです。

同様に、令和2年度県立学校実習助手採用選考試験(令和元年度実施)から、障害者特別選考を実施したところです。

特別選考の対象を知的障害者に広げることについては、他県の動向を踏まえ研究してまいります。

③人事課・人事管理担当(白田)

計画では、障害のある職員の活躍を推進する体制整備として相談先の確保を掲げています。障害のある職員の相談先として、障害のある職員が配置された所属の人事担当者である「障害者相談担当員」や、各部局人事担当者、人事課、職員健康支援課が行う健康相談等、多様な相談先を確保しています。

また、障害者相談担当員や各部局人事担当者等に対する研修や、専門的な知識を有するアドバイザーの配置等をとおして障害のある職員が働きやすい職場環境の整備に努めています。

これまでにも、必要に応じて管財課と連携して、段差の解消やスロープの設置など、障害のある職員が勤務しやすい環境を整えるよう努めてまいりました。さらに、聴覚障害のある職員が会議や面談に臨むにあたり必要な手話通訳等依頼費を措置するなどの支援を行っております。

今後も、障害のある職員が求める配置を聞きながら、必要な合理的配慮を行うようにしてまいります。

③合理的配慮。知事部局等の計画で、障害のある職員が合理的配慮の提供を自ら申し出にくい現状にどう対処していくか、予算が伴う配慮について通勤、トイレ、食事や移動の介助は？

④総務課 障害者雇用推進担当(中澤)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構公表の「障害者の就業状況等に関する調査研究(2017年4月)においては、就職後1年時点の定着率は、身体障害60.8%、知的障害68.0%、精神障害49.3%、発達障害71.5%となっております。

離職に至る理由は様々ですが、県教育委員会としては、障害のある方が安定して長く勤務するためには、職場定着への支援が必要であると捉え、可能な限り配慮を行っています。

具体的には、業務遂行を支援するため必要に応じて支援員を配置したり、勤務開始時間や勤務日数を調整したりするなどしております。

会計年度任用職員は地方公務員法に基づく任用形態であり、次年度の雇用を保障することは困難です。

現行制度の中で可能な限り長く働いていただけるよう工夫してまいります。

④ 短時間勤務職員(会計年度任用職員)の継続雇用。県教委の計画。これまで出勤できなかった同士が同じ職場で働き、誰もが働きやすい職場をめざすために、まずはハードルを低くしてさまざまな障害者を受け入れ、安定して長く共に働くことが必要だが、2020年度から導入された会計年度任用職員という制度の下で、安定して長く働くことをどう支えるのか

⑤人事課・人事管理担当(白田)

令和2年度にスマートステーションを開設し、障害者を会計年度任用職員として採用していく予定です。

しかし、県の障害者を対象とした常勤職員の採用選考については、広く公募により受験者の募集を行い、応募のあった方を対象として公務員としての職務遂行能力を確認したうえで採用しております。このため、会計年度任用職員として働く障害者の方のみを対象とした採用選考は困難であると認識しています。

引き続き、職場実習やスマートステーションでの採用のほか、常勤職員の採用選考を広く周知していくなどして、障害者の雇用を推進してまいります。

⑤ 民間企業での就労のステップ? 知事部局等の計画ではない。短時間勤務職員の計画がない。2020年度から開設されたスマートステーションでも継続雇用は触れられず、むしろ民間企業へ正規雇用につなげるという方向。民間に率先すべきなのに、民間就労へのステップでよしとするのでは実質的に「不適切な取り扱い」を続けているのでは。

2. 制度崩壊寸前の障害者雇用促進法体制と福祉、教育について

① 人事課・人事管理担当(白田)

県では、身体障害者の雇用の促進を図るため、昭和56年に目標雇用率を3%と設定しています。この目標雇用率の達成のため、また平成30年度の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正に鑑み、検討を進めてきた精神障害者の採用選考を平成30年度から開始しました。

さらに、厚生労働省が公平採用の観点から広く門戸を開くべきであるとの見解を示したことなどから、知的障害者の正規職員としての採用についても令和元年度選考から門戸を開くとともに、「自力通勤・介護者なしでの業務遂行が可能なこと」や「年齢要件の上限」を撤廃しました。

① 障害者雇用促進法制定から5年、その間すべての障害者への雇用義務と多様な雇用支援、差別禁止等が盛り込まれてきたにもかかわらず、民間に率先垂範すべき公務部門においては最近にいたるまで種々の欠格条項を残したまま、民間のお手本になるべき雇用の中身をもてなかつたことを、率直に認めるべき。

引き続き、障害者の雇用促進に取り組んでいきたいと考えております。

総務課 障害者雇用推進担当(中澤)

県教育委員会における、いわゆる障害者雇用率の水増し問題については、平成30年度に開催した、外部有識者による「障害者雇用検証委員会」において、法的観点及び内部統制の観点から指摘がありました。

- *法的観点:障害者雇用義務制度の認識・理解不足
- *内部統制の観点:安易な前例踏襲、組織間での縦割り

また、同委員会からは取り組むべき改善策として、

- ① 障害者雇用推進体制の強化
- ② 関連法制度に対する理解の徹底とチェック機能の強化
- ③ 組織文化の改善

について提言があったところです。

これらを踏まえ、障害者雇用の取り組みを統括し学校や課所管の支援を行う、障害者雇用を専門に担当する担当を教育局内に新設したり、障害者雇用に限らず、不適切な事務処理について職員が相談できるコンプライアンス相談ホットラインを設置したりするなど、再発防止策を講じています。

これらの取組を活用するとともに、障害者雇用にかかる疑義的については、国や関係機関に確認し正確な事務処理を行い、引き続き再発防止に努めてまいります。

②

ここ16年間にわたり毎年発表されている「過去最高の障害者雇用率」の内実は、これまでカウ
 ントされていなかった雇用実態
 が制度上に表現されてきた面も
 少なからずあること、また年金
 制度の整備とあいまった短時間
 就労の導入、さらには重度のダ
 ブルカウント、特例子会社の増
 加、そして就労A型の急成長な
 どを含んでいるという認識を共
 有するか。

②雇用労働課 障害者・若年者支援担当(安永)

障害者雇用率が向上してきた理由として、基本的には県内企業の障害者雇用の理解が深まるとともにコンプライアンスとして、障害者雇用を進める企業が増えてきたと考えています。



③雇用労働課 障害者・若年者支援担当(安永)

エスプールプラスのわーくはびねす農園などについては、障害者や企業双方にとって、一定のニーズやメリットがあるため利用しているものと考えております。

しかしながら、障害者本人が意に反した仕事に従事させられているとすれば問題だと考えます。

このため、県が設置している埼玉県障害者雇用総合サポートセンターにおいて、地域の障害者就労支援機関と連携しながら、企業に対し、障害者が働き甲斐をもって仕事に従事できるような職場づくりに向けて、きめ細やかに支援してまいります。

③ 昨年、エスプールプラスのわーくはびねす農園について、「共生社会の考え方の中で、障害者本人が働き甲斐のある仕事に就くことが大事だと我々も認識している。そういうところがきちんと考えられていないようなところは、さきちんと見ていく」として、さいたま市や就労支援機関と情報交換すると回答。同農園や類似の雇用代行業は、県内でさらに拡大しつつあるがどう考えるか。

④

福祉施設からの一般就労が「障害福祉計画の数値目標に掲げA、就労Bには、一般就労していた人も多し、就労移行は一般就労に特化した施設なので、数値目標にしていく意味が薄いのではないかと、県独自の数値目標を立てるべきではないか。

④障害者支援課 施設支援担当(渡辺)

・障害者の特性に応じ、就労継続支援A型・B型、就労移行支援など必要なサービスを提供することは重要なことと考えます。また、障害があっても一般就労を目指していくことは、素晴らしいことと考えます。
・このため県としては福祉施設からの一般就労に目標(令和2年度1,000人)を定めており、今後も、引き続き、一般就労を目指す障害者の支援を行ってまいります。

⑤

教員採用試験における障害者特別選考の志願者数が少ないことに対し、教員をめざす障害のある大学生等への説明会や大学等に障害のある者が学びやすい環境を整備するよう働きかけると計画にあるが、何よりも分け隔てられず共に学ぶ地域の小・中学校、そして県立高校を実現してゆくことが必要ではないか。

⑤義務教育指導課 教育指導担当(加賀谷)

ご指摘のように、分け隔てられず共に学ぶ地域の小・中学校の実現は重要であり、障害のある児童生徒の就学先決定にあたっては、学校教育法施行令改正の趣旨に沿って、本人・保護者の意向を最大限尊重しながら、持てる力を最大限伸ばせる、よりよい学びの場を選択することが重要であると考えております。
また、よりよい学びの場を選択と合わせ、支援籍学習や交流及び共同学習の充実化を図ることも必要であると考えています。
こうした内容につきましては、市町村教育委員会や校長を集めた会議等において伝えてまいります。

高校教育指導課 教育課程担当(森)

本件では、インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追及するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備に取り組んでいます。これは、すべての子供たちが地域の学校への就学を実現できる環境は、現状ではまだ十分に整っていないと考えているからです。大切なのは、分け隔てられず共に学ぶ報告をしっかりと目指して環境整備に取り組みつつ、子供たちが可能な限り地域の学校に就学できるよう支援の方策を探っていく姿勢であると考えております。
今後も引き続き、障害のある子供とない子供が共に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別な教育的ニーズに的確に対応できる環境の整備や共に学ぶ地域の学校の実現に向けて取り組んでまいります。

3. かっぱについて

①雇用労働課 障害者・若年者支援担当(安永)

人事課・雇用労働課、障害者福祉推進課が連携して実施する県庁内の職場実習は、県庁を職場実習先として提供し、実習者の社会参加や就労意識の高揚、受け入れ側職員の障害者雇用に対する意識の醸成及び実習者推薦機関の支援技術の向上を図ることにより、障害者の就労を促進することを目的に実施しています。
職場実習には、一般就労を目指している求職中の障害者を対象(一定条件あり)とした「就労チャレンジコース」と、職場体験に参加すること

①県庁内でそれぞれの課が担当する職場実習の違い(目的・対象者要件・実習先・実習内容・機関・件数・成果など)を教えて。

により就労や社会参加に結び付く可能性のある障害者を対象(同)とした「職場体験コース」の2種類があります。

実習先は、本庁及び地域機関から募集し、人事課、障害者福祉推進課及び雇用労働課の協議により決定しています。

実習生の募集は、「就労チャレンジコース」は人事課と雇用労働課が、「職場体験コース」は障害者福祉推進課が行っています。

実習内容は、各実習先が計画し、「就労チャレンジコース」は事務補助業務(簡単なパソコン入力など)、「職場体験コース」は軽作業が中心です。

令和元年度は34人が参加(就労チャレンジコース26人、職場体験コース8人)しました。

実習者からは「毎日充実していた」。実習先からは「障害に対する理解が深まった」などの意見をいただくなど好評で、本人の仕事に対する意識や受け入れ側の意識の醸成に、一定の成果があると考えています。

障害福祉推進課(団体担当・柿沼)

・障害者県庁職場実習は、県庁を職場実習先として提供し、実習者の社会参加や就労意識の高揚、受け入れ側職員の障害者雇用に対する意識の醸成及び実習者推薦機関の支援技術の向上を図ることにより、障害者の就労を促進することを目的として、人事課、雇用労働課及び障害者福祉推進課が連携して実施しております

職場実習には、一般就労を目指している求職中の障害者を対象(一定条件あり)とした「就労チャレンジコース」と、職場体験に参加することにより就労や社会参加に結び付く可能性のある障害者を対象(同)とした「職場体験コース」の2種類があります。

実習先は、本庁及び地域機関から募集し、人事課、雇用労働課及び障害者福祉推進課の協議により決定しています。

障害者福祉推進課が担当する「職場体験コース」の実習内容は、各実習先が計画し、実習先・実習者・コーディネーター(福祉の店運営協議会へ委託)の3者で打ち合わせを行って実施しており、封筒のゴム印押しやテプラ作成業務等の軽作業が中心です。

・令和元年度は6つの実習課所で8名が実習を行いました。

・実習者からは「もっと仕事をしてみたい、毎日が柔術していた」、実習先からは「職員の障害に対する理解が深まった」。また、施設からは「実習後自ら進んで取組むようになった」などの意見をいただくなど、実習者の勤労意欲の向上や受入側の意識の醸成に一定の成果があると考えています。

人事課・人事管理担当(白田)

・障害者県庁職場実習は、人事課、雇用労働課及び障害者福祉推進課が連携して行っています

・目的は、県庁を職場実習先として提供し、実習者の社会参加や就労意識の高揚、受け入れ側職員の職場雇用に対する意識の醸成及び実習者推進機関の支援技術の向上を図ることにより、障害者の就労を促進することです。

・実習は第1期と第2期(7月、2月)に分けて実施しています

・第1期の対象者は、一般就労を目指している求職中の障害者です。実習期間は原則として2週間で、1日の実習時間は3~7時間45分です。実習内容はパソコンを用いた台帳作成や、タイトルブレンによるインデックス作成等の簡易な事務作業です。

・第2期は「就労チャレンジコース」と「職場体験コース」の2種類に分かれています。

・「就労チャレンジコース」の対象者、実習期間及び実習内容は第1期と同様です。

・「職場体験ニーズ」の対象者は、職場体験に参加することにより就労や社会参加に結び付く可能性のある障害者です。実習期間は3~10日で、1日の実習時間は4時間程度と「就労チャレンジコース」と比べて短く設定されています。実習内容は返信用封筒の作成やスタンプ押し等の軽作業です。

・令和元年度は第1期と第2期合わせて34人を受け入れました。

- ・各実習者ともに前向きに実習に取り組み、就労意欲の向上が見られ、推薦機関からは、「実習生にとって自信につながった」等の声をいただきました。
- ・受入れ課所は実習をとおして障害特性等を学ぶことができ、職員の意思改革につながりました。

特別支援教育課 特別支援学校就労支援担当(楠奥)

特別支援教育課の職場実習の受け入れは、就業体験を通じ、卒業後の職業生活における実践的な知識や技能、態度を養う、職業適性を理解し、卒業後の進路選択、「決定についてなどを探る等、生徒個々の目的に応じて、「チームぴかぴか」において、特別支援学校高等部の生徒を対象として行っております。

主に事務補助(発送作業・シュレッダー等)を中心とした内容を行い、令和元年度は12校27名の受入を行いました。

すべての実習生に対し、実習についての振り返りを行ったことで、生徒・保護者・学校より良い体験になった、評価が大変参考になったと報告を受けています。

②

埼玉県で行っている「職場実習」は、それぞれ特徴があるのであれば、それらをぜひ一緒に報告しあう場を設け、いろいろな働き方、いろいろな働き方の中から「新しい働き方」を探るための機会にかっ

ぼも参加させて

②障害者福祉推進課 団体担当(柿沼)

・人事課、雇用労働課及び障害者福祉推進課が連携している障害者県庁 職場実習の結果については、その概要(実習内容や本人・受け入れ先の感想など)をそれぞれの関係機関(人事課・雇用労働課・実習箇所・コーディネーター)と共有しております。

・報告しあう場の設置については、個人情報保護の守秘義務があるため、困難と考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

雇用労働課 障害者・若年者支援担当(安永)

当課が人事課、障害者福祉推進課とともに実施している職場実習の結果については、その概要(実習内容や本人・受け入れ先の感想など)をそれぞれの関係機関(推薦機関)にお知らせしています。

感想など)をそれぞれの関係機関(推薦機関)にお知らせしています。

・報告しあう場の設置については、個人情報保護の観点から困難と考えております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

人事課 人事管理担当(白田)

人事課、雇用労働課及び障害者福祉推進課が連携して障害者県庁職場実習を行っています。

・実修終了後は、実習を実施した各課が詳細に行っており、検証結果は関係部所で共有しております。今後も引き続き障害者雇用を推進してまいります。

③特別支援教育課 特別支援学校就労支援担当(楠奥)

各校の進路指導主事を中心に職場開拓を行っています。また、進路指導主事の会議等により情報共有を行っています。

障害者支援課・地域生活支援担当(田中)

令和2年4月から、地域生活支援事業における市町村任意事業として、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が新たに盛り込まれました。

この事業は、重度訪問介護、同行援護または行動援護の支給決定を受けている方が該当事業を実施する市町村に居住し、一定の勤務条件に該当する場合に対象となります。

③一昨年、特別支援学校高等部1年の筋ジムの生徒の実習受け入れについてかっ

ぽに問い合せがあったが、施設利用者が対象であるために受けられなかった。

普通の職場で体験をすることで将来のイメージをつけたという希望だった。か

つぽの実習や日常の店も、仕事の内容だけではなく、職場に行くことや、障害のない人と一緒にいること、お昼を食べること、トイレに行くことすべてが「働く」につながる。特別支援学校では、介助を必要とする身体障害の生徒の実習を受け入れる職場開拓をどうしているのか(特別支援教育課)

具体的には、民間企業の雇用者の場合、支援対象範囲は、福祉サービス報酬の対象外となっている通勤支援・職場等における支援の部分であり、令和2年10月から施行予定である障害者介助等助成金または重度障害者等通勤対策助成金を活用しても支障が残るものとして当該対象者が勤務する企業及び関係者による支援計画書において認められた部分(時間)となっています。

県としましては、今年度から始まった「福祉施策」と「雇用施策」とが連携した事業の推移を見守るとともに、国の動向を注視しながら対応してまいります。

④ 現在、職場介助者の制度は障害者の仕事の内容が文書作成やパソコンなどの事務だけになり、たとえば車から車イスへの移乗の介助は認められていない。厚労省はこの制度をタテに「職場介助は雇用主の責任」とし、重度訪問介護等の利用を認めていないが、これでは介助が必要な障害者は働けません。県・市町村や企業の職場で課題を共有し、制度のありかたを共に問い直してほしい

④雇用労働課 障害者・若年者支援担当(白田)

職場介助者制度については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が所管しているものです。頂いたご意見については県・国・独立行政法人・高齢・障害・求職者雇用支援機構・公益社団法人埼玉県雇用開発協会の情報交換の場である4機関会議でまずは共有化してまいります。



II. まちづくり

1. 啓もう・啓発

力に発信して。制度だけではなく、地域の中の障害者が学んだり、働いたりして暮らしている様子をメディアで強く

義務教育指導課 教育指導担当(加賀谷)

障害のある児童生徒が通常の学級で障害のない児童生徒と共に学ぶことは、多様性を認め合い、将来、地域社会の一員として共に生活していくうえで意義あるものと考えております。

通常の学級において共に学んでいる事例については、市町村教育委員会を集めた会議や特別支援教育に係る市町村教育委員会と学校への訪問等を通じて、引き続き広く情報収集を行ってまいります。

高校教育指導課 教育課程担当(森)

県立高校では、教育活動を県民の方に理解していただくため、普段の学校生活の様子をホームページ等で発信しています。中には、特別支援学校の生徒との共同学習や交流の様子などを発信している学校もあります。

引き続き、県立高校の教育活動について県民の理解促進を図るため、積極的な情報発信に努めてまいります。

広聴広報課・テレビ・ラジオ広報誌担当(山中)

広報対象の選定は、原則として県政に関連したもので、その施策担当課の依頼に基づき、時期や各媒体の特性を踏まえて行っている。

現在も各媒体において各担当課所からの要望に基づき、障害者の活躍や取り組みについて紹介しているところである。今後も、教育局等の施策担当課所と協議し、情報発信に努めていきたい。

地域との協働

① 人事課 人事管理担当(白田)

障害のある職員が配属された課所の人事担当者を障害者職業指導担当員に位置づけ、職員の障害に応じた職場環境の整備を行うとともに、障害のある職員からの様々な相談に対応しております。

障害理解に関する研修としては、障害者職業指導担当員を対象として、障害ごとの特性や対応等について学ぶ研修を実施し、障害に対する職員の理解の促進を図っております。

障害理解に関する研修のさらなる充実に向けて方向性を検討してまいります。

福祉政策課 政策企画担当(友田)

令和2年度の豊かな地域福祉づくり推進事業においては、6団体に助成いたしました。引き続き当事業の広報、募集に努めるとともに、助成団体への幅広い支援を行います。

① これからも民間の努力を途切れさせることがないよう積極的にしらばと基金の宣伝、募集を行うと共に、数年間の助成にとどまらずその団体を職員研修の場として活用するなど幅広い支援を行って。

② また、地域で必要とされる先駆的に民によって始められる事業は、よく言われる縦割り行政による制度の谷間を埋めるものも数多くあるので、それらを参考に県としても事業化などの方向を検討して。

② 福祉政策課 政策企画担当(友田)

高齢者、障害者、児童等の分野ごとの相談支援体制では対応が困難な課題が増加していることから、県では福祉分野の縦割りを越えた総合相談支援体制を構築しようとする市町村を支援しています。

引き続き、市町村への支援に取り組んでいきます。

③ 「豊かな地域づくり推進事業」の助成対象事業など、その地域に必要な事業を行う民間活力をさらにバックアップしていくために、借上げ店舗などといった制度も検討して。

③ 福祉政策課 政策企画担当(友田)

地域において先駆的な福祉の取り組みを行うNPOやボランティア団体等に対する助成制度を実施します。

商業サービス産業支援課(古屋)

空き店舗の活用をはじめとした商店街における様々な取り組みは、地域の商店街の自発的な活動として実施されています。

県では、そうした商店街の自発的な取組の後押しとなるよう支援を実施しております。

今後も、空き店舗活用をはじめとした商店街の自発的な取組に対し、引き続き支援をしております。

2. 住まい

① 交通政策課・交通企画・バス担当(高橋)

県では、障害者や高齢者など誰もが安全で快適に公共交通機関を利用できるよう、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入などに補助を行い、公共交通機関のバリアフリー化を促進しています。

県としては、今後もこうした取組を通じて公共交通の確保・充実に努めてまいります。

① 県内の各県営住宅の最寄り駅へのバスなどの公共交通機関はバリアフリーとなっているか

か。宅の確保はできている
うな柔軟な借り上げ住
ーズにも対応できるよ
ある障害者など個人の二
いす利用者や歩行に難の
既存施設の活用も視野
にしていると聞か、車
②埼玉県の借上型県営
住宅の制度は基本的に

② 住宅課・住宅経営担当(新庄)

借り上げ型県営住宅については、エレベーターのほかスロープや手すりが設置され、障害者など個人のニーズに最低限対応しているものを借り上げております。

3. 防災

① 危機管理課・震災予防担当(欠席、代読)

災害時に自分ひとりで避難することが難しい方は障害者だけではなく、高齢者や妊産婦、乳幼児や日本語が苦手な外国人の方など多様な方がおられます。こうした方々と共に暮らしているのが普通であり、災害時の共助が大切であることを皆様にお知らせするため、防災マニュアルブックなどで、普段からコミュニケーションをとり、配慮が必要なことを理解していただくよう発信しているところであり、今後とも啓発に努めてまいります。

① 昨年、危機管理課の方の「様々な人が共に暮らす地域は防災上の観点からも有効である」という視点を、教育、福祉、住宅など様々な分野へ発信して

画策定のモデルとなつて。
ある市町村の地域福祉計
担つて、身近な行政単位で
共に暮らすまちづくりを
観点から誰も分けられず
定に関わり、減災・防災の
県地域福祉支援計画」策
管理課などの部署も「埼玉
②ぜひ消防防災課や危機

②福祉政策課 政策企画担当(友田)

第6期埼玉県地域福祉支援計画は令和3年3月に策定予定です。必要に応じて関係課と連携し、埼玉県地域福祉支援計画を策定してまいります。

③障害者福祉推進課 総務・企画団体担当(柿沼)

災害時における福祉避難所の設置・運営については、地元の市町村が中心となって行うこととなっております。
・県では昨年度から県・市町村施設の3社共同による福祉避難所合同開設訓練を実施しており、実際に障害者施設などで対策本部の設置から市町村や社会福祉協議会との連携調整、要支援者の受け入れまで行い、施設入所者の方にも参加していただいております。
・今後も災害時に福祉避難所の設置・運営に関係する方を中心に、有事の際にフレキシブルな対応ができるよう、より多くの市町村や施設に福祉避難所の開設訓練の実施について働きかけてまいります。
・また、県では毎年度、市町村の担当者を対象とする福祉避難所市町村担当者説明会を開催しています。
・今回の要望があった旨について、当該説明会などの場を活用して、市町村担当者にお伝えさせていただきます。

③ 大規模災害の一つとして河水の氾濫での水害などがあるが、国土地理院のハザードマップなどでは避難所までの道のりの多くが氾濫後は水位が上がっている。そうなる車椅子などでの避難はほぼ不可能となるため、早めに気軽に自主避難できる体制、環境づくり、街づくりが重要だし、避難所での垂直避難の可能性も重要ぜひ、避難所だけでなく、経路も含め実際に当事者と共に検証活動を行つて。

災害対策課 災害対策担当(関根)

台風による災害については、事前に発生が予想しやすいため、早めの避難が重要であると考えておりま

す。
このため、県では避難情報を発令する市町村向けのガイドラインを作成し、市町村に災害の危険性が高まった際には、まず警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を発令し、通常の避難行動をとることができる方より早い段階で、避難に時間を要する方に避難を呼びかけることを働きかけております。

さらに、避難行動要支援者を対象とした避難訓練の実施について、会議等を通じ市町村に働きかけてまいります。

高齢者福祉課総務・恒例企画担当(小暮)

内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)では、「防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくことが適切である」とされております。

県では、より避難の実効性を確保するために、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画を活用した避難訓練の実施について、毎年度、高齢者福祉課と障害者福祉推進課の共催で市町村に対し研修会を開催して避難行動要支援者が安全に避難できるように働きかけを行っています。

Ⅲ. くらし

1. 感染予防について(保健医療政策課、障害支援課)

感染症対策課

① 本県では7月から検査対象者を拡大しており、施設内で新型コロナウイルス陽性者が発生した場合には入所者や職員等の接触者全員にPCR検査を行うこととなります。

抗体検査に関しては、厚生労働省では我が国の抗体保有状況の把握のため、東京都、大阪府、宮城県の3都道府県について、それぞれ一般住民約3000名を性・年齢区分別に無作為抽出し、6月第1週に血液検査を実施いたしました。

しかし、WHOは、抗体検査については、疫学調査等で活用できる可能性を示唆しているにすぎません。また、現時点で国が承認した検査キットはありません。

県のホームページにも掲載されていますが、エリアごとの感染者の状況がわかりますので、地域の感染状況については一定程度わかると思います。

① 陽性者がまとまって発生した施設を中心にPCR検査を行い、現在感染している人を明らかにすることと、すでに感染して治った人を明らかにする抗体検査を周辺の人に行うことにより、その地域の感染の全体像を知ることができ、今からでも、感染の可能性のある人のPCR検査とその周辺の人の抗体検査を行う

② 感染症対策課

症状のある方については、障害の有無にかかわらず、陽性者の特徴に応じた入院調整をし、受け入れたいただける病院との調整を行っています。

感染症対策の一環として、支援者に対する指導は管轄保健所が中心となって必要な支援を検討してまいります。

② 障害者に感染者や濃厚接触者が出た場合、医療スタッフの指導の下で、支援者が感染した障害者の支援できるよう、その方法について県も一緒に取り組んで。



③県内の社会福祉施設クラスターの感染事例から対応や問題点を調査し、教えて。

③感染症対策課

入所型の施設に関しては、職員を含め外部から施設に持ち込まれている可能性が高いため、面会者の管理に加え、特に職員は出勤前に健康状態を確認し、出勤後の健康管理はしっかりと記録を付けるなど対応していく必要があります。

定期的な換気や対面型の配置を避けるなどの環境管理とともに、検温などの日常業務は利用者ごとにしっかりと消毒作業(手洗いや温度計の消毒など)を行いながらケアを提供していくことが重要です。

障害者支援課 施設支援担当(渡辺)

- ・県内の障害者入所施設では、利用者10人、職員5人の感染が発生しました。
- ・1人目の利用者の感染が確認された翌日、埼玉県クラスター対策チーム(COVMAT)が現地に入り、施設の感染拡大防止の対応を指導するとともに、順次PCR検査を実施

しました。

- ・東部中央福祉事務所も現地に入り、施設の状況や要望等に把握を行いました。
- ・他施設からの職員の応援派遣が必要となる場合を想定し、事業者団体に情報提供し、協力を依頼しました。

2. 65歳、介護保険

障害者支援課 総務・市町村支援担当(龍前)

- ・障害者総合支援法第7条には、介護保険を利用できる場合は、自立支援給付は行わない旨が明記されております。
- ・しかしながら、65歳を境に障害福祉サービスを機械的に終了させ、介護保険サービスに変更することは、利用者のニーズに合っているか疑問が残ります。
- ・国から自立支援給付と介護保険の適用関係については、個別ケースに応じて本人の具体的な利用意向を把握したうえで、適切に判断するように示されております。
- ・県としては、介護保険制度と障害福祉制度の整合や連続性の確保を図ることで、高齢期の障害者が必要な支援を継続して利用できるよう、引き続き市町村助言の場などを利用して市町村に助言してまいります。

六五歳問題について、岡山市の浅田訴訟に対する広島高裁の法解釈について、市町村に伝え、65歳になったら介護保険優先と考えている市町村職員や相談支援センター職員がいなくなるようにして。

3. 県単事業

①障害者支援課・地域生活支援担当(田中)

- ・市町村には、例年、市町村障害福祉担当課会議において、必要な事項を周知しております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で会議が中止となっています。
- ・全身性障害者介助人派遣事業を実施していない市町村に対しては、引き続き事業の重要性を周知してまいります。
- ・また、県としては、厳しい財政状況の中ではありますが、今後も予算確保に努めてまいります。

①全身性障害者介助人派遣事業は、について実際に県から各市町村にどう伝えたのか教えて。又、全身性障害者介助人派遣事業を実施していない市町村にも、地域共生のための重要な制度、大切な社会資源だということを伝えて。

②障害者支援課・地域生活支援担当(田中)

厳しい財政状況にあるため、派遣対象者の拡充は困難ですが、有効かつ貴重な県単独事業として、今後とも予算確保に努めてまいります。

②近年国では「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが始まっているが、「地域共生社会」の実現から言っても全身性障害者介護人派遣事業は大変有効な制度と考えるので、派遣対象者の拡充を検討して。

③本事業を県の誇れる事業と捉え、生活ホームの存続に応援ご協力を

③障害者支援課・施設支援担当(渡辺)

県では生活ホームが指定基準(人員基準、設備基準、運営基準)を満たし、法定サービスを提供するグループホームに移行することにより、運営が安定し利用者支援の充実を図ることができると考えております。

・このため生活ホームに対しては、グループホームへの移行について、ご検討いただくようお願いしているところです。

4. 「重度障害者等入院時介助人派遣」の充実について

施行後2年余り、県担当者とは問題点の共有と協働の方向性を確認しているが、該当する事例を経験していない医療機関また市町村においては、未だに理解されているとはいいがたい現状がある。

①庁内での横断的配慮をもつて、医療関係者また市町村担当者への理解をさらに推し進めて。また、県内において重度訪問介護の障害別の利用状況と、その中で入院時の利用はどのくらいあるのかを教えて。

①障害者支援課・地域生活支援担当(田中)

・重度訪問介護の適切な支援については、支給決定を行う市町村に対し、市町村担当者会議棟において周知してまいります。

・県内における重度訪問介護の障害別の利用状況については、国保連のデータによると、令和2年4月サービス提供分は、身体障害者310人、知的障害者26人が、難病等対象者3人が利用しています。

②障害者支援課 総務。・市町村支援担当(龍前)

重度訪問介護の入院中の利用については対象が障害者支援区分6の方のみとなっております。これを重度訪問介護の対象である障害支援区分4以上の方に拡大するよう、都道府県ブロック会議等を通じて国に要望してまいりました。

今後も引き続き要望してまいります。

②入院時介助保障を障害区分6の縛りを外し、あらゆる障害者、特に重度の知的・精神障害者に拡大する働きかけを。

③入院中の介護者交通費の負担(ヘルパーの遠距離の派遣の場合、交通費は利用者が負担することが多いのですが、こうした場合の障害者の交通費負担を軽減する方策を考えて。

③障害者支援課 総務・市町村支援担当(田中)

厚生労働省による平成30年3月30日付の「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」問34によると、「入院中の病院が、重度訪問介護事業所の通常の実施地域以外の地域に所在するばあい、当該病院にヘルパーを派遣した時の交通費を利用者に請求することは基本的にできない」とされています。

ただし、「病院が重度訪問介護事業所の通常の実施地域から著しく離れている場合であって、重度訪問介護事業所と利用者との間で合意がされている場合には、交通費の一部を請求することも差し支えないものとする」とされています。

計画相談事業者	H30.3.31	h31.3.31	増減
	404か所	434か所	30か所
相談員	H30.3.31	H31.3.31	増減
	1,046人	1,110人	64人増
計画相談利用者	H30.3.31	H31.3.31	増減
	51,354人	56,457人	5,103人増
(内セルフプラン)	11,203人	12,462人	1,259人増

②セルフプランを活かせる体制整備を進めてください。
 必要に応じてセルフプランをサポートする体制や、計画相談利用者をセルフプランに移行できる流れを作るなど、計画相談の終結と新規相談の対応といった、入口と出口を意識した相談体制に取り組めるような市町村助言を行って。

②障害者支援課 (龍前)

セルフプランの重要性は県としても認識しております。セルフプランをサポートする体制づくりについては、各市町村の自立支援協議会等で検討すべき課題かと思えます。このため、市町村助言の機会を通じて問題提起をしてみたいです。

③障害者支援課 (龍前)

相談支援専門員の質向上を図る研修の中で、地域共生社会におけるセルフプランの重要性や、計画相談をセルフプランへと移行させる手法などを含む内容を盛り込むかどうか検討したいと思います。

また、来年度の「障害者総合支援法障害福祉サービス等市町村新任者研修」に同様の内容を盛り込むかどうか検討したいと思います。

③また、相談支援の研修等において、地域共生社会におけるセルフプランの重要性や、計画相談をセルフプランへと移行させる手法を盛り込んで。同様の研修等をケースワーカーにも行う

④計画相談の報酬改定を国に要望してください。
 特定相談支援事業は事業者が赤字を強い事業であり、国のこの施策を根本的に改めるよう、県から強力に申し入れ

障害者支援課 (龍前)

計画相談の報酬については、障害者が必要なサービスを適切に受けられるよう、機会をとらえ国に要望していきたいと思えます。



8. 相談支援事業(障害者支援課)

①障害者支援課 (龍前)

各市町村の相談支援事業については、基幹相談支援センターが専門的指導・助言を行ったり、人材育成を行ったりするなどして、質の向上を図ることとなっております。このため県といたしましては、基幹相談支援センターが未設置の市町村に対しては設置するよう、また設置済みの市町村においては、基幹相談支援センターが相談支援事業所の質の向上を図るよう、市町村に対し助言してまいります。

坂戸市では地域が4つに区切られ、担当地域の相談事業所へ相談するよう行政からの指導があり、利用者の希望する相談員(事業所)に相談することができない。利用者の権利はどのように守られるのか。

②就労支援と生活支援が機能する相談体制が必要です。なかぼつ()センターは本来そうした機能を持つ物だと考えるが、爆発的に増えた障害者の就労系の事業所に通う人たちのフォローをするにはあまりにも数も規模も少なすぎる。現実的に機能する相談支援体制を県としても考え、作って。

②障害者支援課 施設支援担当(渡辺)

- ・ 障害者就業・生活支援センターについては、国の「重点施策実施5か年計画」で平成19年度～23年度の5年間に、すべての障害福祉圏域に設置することが目標として掲げられ、本県では、現在8障害保健福祉圏域に10センターが設置されています。
- ・ 確かに、平成22年4月の障害保健福祉圏域の変更で、政令市を圏域とする「さいたま」や「西部」の2圏域は未設置となっていますが、指定にあたって、就業・生活支援センターの活動区域を定めていないことから、原則どの圏域のセンターからも希望者は支援を受けることができます。
- ・ また、平成30年度からは就労定着支援サービスも創設され、現在県内では60事業所が運営されています。
- ・ 就労定着事業所では、一般就労した方に対し、就労に伴い生じた生活面の課題(通勤、金銭管理、薬の服用等)と、就労継続の課題との両面から、面談や事業所訪問などの様々な方法で支援していきます。
- ・ 県では、障害のある方が、その障害に応じ必要な支援が受けられるよう、引き続き取り組んでまいります。



IV. きょういく

1. 埼玉県における教育の基本理念について

①重い障害のある子どもも含め多様な子どもたちが通常学級で共に学ぶ教育を目指しているという県の姿勢を、障害のある本人・保護者は下より県民誰もが知ることができるよう、県のホームページ他、様々な場面・機会などで早急に周知して。

①特別支援教育課 インクルーシブ教育推進担当(楠奥)

障害のある児童生徒が、障害のない児童生徒と共に学ぶことは、多様性を認め合い、将来、地域社会の一員として共に生活していくうえで意義あるものと考えております。そのうえで、障害のある子供の就学については、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から市町村教育委員会が就学先を決定する仕組みとなっています。このことについて、本人・保護者との相談の際に伝えるよう、特別支援学校の就学相談担当者を集めた会議などの機会に、引き続き周知してまいります。

義務教育指導課 教育指導担当(加賀谷)

本県では、インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズと応じた多様な学びの場の整備に取り組んでいます。これは、共に学ぶ方向をしっかりと目指して環境整備に取り組みつつ、子どもたちが可能な限り地域の学校に就学できるよう支援の方策を探っていく姿勢が何よりも大切であると考えているからです。

今後も引き続き、障害のある子供とない子供が共に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別な教育的なニーズに的確に対応できる環境の整備に取り組んでまいります。

また、このような県としての姿勢について、県のホームページや市町村教育委員会や校長を集めた会議等で周知を図ってまいります。

高校教育指導課 教育課程担当(森)

障害のある子供が、障害のある子供も含めたような子供たちが通常学級で共に学ぶ教育を目指してい

という県の姿勢について、様々な場面・機会などで周知を図るよう努めてまいります。

②特別支援教育課 インクルーシブ教育推進担当(楠奥)

特別支援学校では、特別支援教育コーディネーターが中心となって、地域の小・中学校や高等学校からの要請に応じ、在籍する障害のある児童生徒への支援を継続して実施しています。

また、特別支援学校においては、支援籍をはじめとした交流及び共同学習についても継続して取り組んでおります。

義務教育指導課 教科指導担当(加賀谷)

共に学ぶための環境整備・学習環境・ユニバーサルデザインの授業づくり等については、市町村教育委員会の担当者を集めた会議等で呼びかけております。また、総合教育センターと連携を図り、教員の年次研修等において、授業のユニバーサルデザイン化に関わる講義を設け、通常の学級の担任を集めた多くの教員が「誰もが学びやすい学習環境づくり」について研修を深めております。

② 昨年のご回答にあった、共に学ぶための環境整備・学習環境・ユニバーサルデザインの授業づくり等について、実施されていること及び計画など具体的に教えて。

高校教育指導課 教育課程担当(森)

県立高校では、「県立高校教育環境整備支援事業」により、インクルーシブ教育の理念に基づき、障害のある生徒が、県立高校で安心・安全な学校生活を送れるよう支援を行っています。具体的には、臨時職員として生活介助支援員を配置しているほか、校外行事等の一時的な支援として、有償ボランティアを介助支援員として活用する制度もあります。またすべての県立高校において特別支援教育コーディネーターを指名するとともに校内委員会を設置しています。

2. 就学支援・就学手続きについて

①義務教育指導課 教育指導担当(加賀谷)

学校教育法施行令改正後の「十分な情報提供」については、市町村教育委員会において、適切に行っているものと考えております。引き続き、学校教育法施行令改正後の就学支援の在り方について、市町村教育委員会の担当者を集めた会議等で、十分に周知を図ってまいります。



① 就学相談における「十分な情報提供」では「学校教育法施行令改正で、それまで障害のあるお子さんは特別支援学校・学級へ就学在籍する形だったのが改められた」「通常学級も就学対象(通常学級にも行ける)」ことを本人保護者にしっかりと情報提供するよう市町村教育委員会に伝達して。

②義務教育指導課 教育指導担当(加賀谷)

埼玉県就学事務手続き実施要項は、学校教育法施行令改正の趣旨に沿った内容であると考えております。今後も障害のある子供たちが必要な指導・支援が受けられるよう、連続性のある「多様な学びの場」の充実について呼び掛けてまいります。

② 二〇一七年の県議会答弁で示された認識にそって、たとえば大阪市の就学手続きのパンフレットのよう、一番最初に「共に」であること、多様な学びの場の最初に通常学級を記載

3. 小中学校で共に学んでいる事例について

① 昨年市町村に伝えると回答のあった教育長の答弁について、どういった機会にどのような内容を市町村教委に伝えたか。

①義務教育指導課 教育指導担当(加賀谷)

市町村教育委員会の特別支援担当者を集めた会議や特別支援学級設置校長会等において、インクルーシブ教育システムの推進について説明し、その中で教育長答弁である「障害のある児童生徒が通常の学級で障害のない児童生徒と共に学ぶことは、多様性を認め合い、将来、地域社会の一員として共に生活していく上で意義あるもの」を周知しております。

② また、実態把握の進捗状況について、市町村教委を集めた会議や学校訪問等がどの程度の回数で行われ、そのでの情報収集はどのように行われたか、そして集められた事例の数を教えて。

② 義務教育指導課 教育指導担当(加賀谷)

市町村教育委員会を集めた会議を年2回実施しており、「共に学んでいる事例」について情報交換を行っております。また、昨年度は21市町村において学校訪問を実施し、そこでも「共に学んでいる事例」の情報を集めました。合わせて約30程の事例を収集することができております。

③ 把握した事例の活用方法は。今後の活用方法を一緒に考えて。

③義務教育指導課 教育指導担当(加賀谷)

把握した事例を市町村教育委員会の担当者を集めた会議等で共有してまいります。また、総合教育センターの担当者へ伝え、連携を図ってまいります。

4. 障害のある生徒も含めた「魅力ある県立高校づくり」を

① 障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法も施行されて4年が経つが、知的障害の生徒の受け入れに係る合理的配慮について、どのような研究が進められているか。

①高校教育指導課 教育課程担当(森)

公立校等学校の入学者選抜は、国の通知により、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適正等を判定して行うものとされております。高校の入学者選抜においては、障害のあるなしにかかわらず、公平公正な選抜が行われることが何より重要であると考えております。

併せて、障害のある生徒の受検では、学力検査及び選抜において、障害のあることにより、不利益な取り扱いをすることがないように十分に留意することを「入学者選抜実施要項」に定めており、今後も、公平公正な選抜を実施してまいります。

知的障害者の生徒の受け入れに係る合理的配慮については、特別支援教育の在り方を合わせて、広く情報収集と研究を進めているところです。今後とも、生徒のために学校のとるべき配慮のあり方について、研究を進めてまいります。

②魅力ある高校づくり課(山本)

公立中学校卒業生数は、令和11年3月までに6千人程度減少すると見込んでいます。生徒数が減り、学校の規模が小さくなると教員数も減少するため、生徒の進路希望に応じた選択科目を開設することなどが困難になります。また、学校行事や部活動の面でも、生徒の期待に応える多様で活発な

② 具体策も出されず、受け入れも進んでいない中で統廃合することは、高校で学びたくても入れない人たちが切り捨てられることを意味し、とても「魅力ある県立高校づくり」とは思えない。再編整備計画の見直しを

活動が行いにくくなります。

このため、適正規模を下回る学校については、県立高校の教育の活性化の観点から、地域性を考慮しながら近隣の学校との統合などによる再編整備を行う必要があると考えております。

V. さべつとじんけん

1. 地域移行



①嵐山コーニ
の地域移行の
実態(数値的に)

①社会福祉課施設指導・福祉人材担当(田島)

埼玉県立嵐山郷の地域以降の状況は、平成30年度に障害者支援施設から在宅復帰が1件、令和元年度に障害者支援施設からグループホームへの移行が1件、福祉型障害児入所施設からグループホームへの移行が1件の実績がありました。

②障害者支援課 施設整備・法人指導担当

入所施設については、第2期埼玉県障害者支援計画(平成21~23年度)までは平成17年度の入所定員を4%以上削減することを目標としていましたが、平成22年度8月に方針を転換し、必要な入所施設を整備することとしております。

そのため、「第5期埼玉県障害者支援計画」においては、地域移行については国の指針通り積極的に推進することとしていますが、入所定員の削減目標は定めておりません。

②県における入所施設の実質削減目標を教える

③県は「真に施設が必要な障害者」はどのような人たちか。待機者の障害種別、年齢、入所希望の理由などのデータを教える。

③障害者支援課 施設整備・法人指導担当(?)

「真に施設が必要な障害者」は、強度行動障害や重複障害などの重度の障害により地域での生活が困難な方を言います。

入所待機者の障害種別ですが、令和2年3月末現在で知的障害の方が1,269人で全体の79%、身体障害の方が345人で21%となっています。

入所希望者の年齢別内訳ですが10代から20代が全体の24%、30代が23%、40代が30%、50代が17%、60歳以上が6%となっています。

入所希望の主な理由として、

- ② 介護者である親が高齢化していること、
- ② 介護者が病気で入退院を繰り返し介護が困難なこと、
- ③ 障害者自身の身体機能の低下によるもの、
- ③ 親なき後介護者不在となることなどが挙げられます。

④障害者支援課 施設整備・法人指導担当(?)

県としても入所施設への入所希望を決定する前に、グループホームの体験利用により、地域生活を体験することは非常に重要と認識しております。

県としては市町村とも連携し、引き続きこのような好事例の情報発信に努めてまいります。

④特に入所待機者などに向けてこうした実際の街での暮らした職員さんが見た様子を発信

2. 社会的入院の解消、精神科病院での差別と人権について

① 埼玉県での3年間(2017, 2018, 2019)の精神科病院における一年以上長期入院患者数について、65歳以上、65歳未満それぞれの削減実績と、退院後の生活形態(地域生活なのか、別の病院なのか)などを教えて

① 疾病対策課 精神保健担当(武井)

	65歳未満	65歳以上
2017年	2759人	4510人
2018年	2614人(-145人)	4516人(+6人)
2019年	2302人(-312人)	4278人(-238人)

今後も、入院患者の早期退院を進め、退院後の地域での生活が円滑に進むよう支援してまいります。

② 障害者支援課 施設支援担当(渡辺)

グループホームの設備に関する基準として、厚生労働省令で病院の敷地外にあるようにしなければならないと定められています。

特例としては、平成18年9月30日以前に病院敷地内に存在していた旧指定共同住宅事業所は引き続き存続が認められていますが、その場合でも、利用者の地域生活への移行や病院敷地外の障害福祉サービス利用を積極的に支援するよう求められています。

県といたしましては、国の省令に基づき、病院と同じ敷地内に新たなグループホームの設置は認めない方針です。

② 埼玉県では、社会的入院の解消を目的に病院と同じ敷地内にグループホームを設置する「敷地内退院」を認めないで。

③ 隔離と身体拘束について
埼玉県の精神科病棟における隔離と身体拘束の実態について、過去の年間の年度ごとの具体的な数字を教えてください。

③ 疾病対策課 精神保健担当(武井)

隔離や身体拘束は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定に基づき、厚生労働大臣が定めている行動の制限であり、同法律の規定に基づき厚生労働大臣が定めた基準に該当する場合に行われているものと認識しています。

④ 疾病対策課 精神保健担当(武井)

保健所においては、措置解除者のうち退院支援が必要と判断した者について、本人の同意を得たうえで、調整会議を開催し、支援計画を立て、それに基づいて支援を実施しています。

調整会議に警察は参加しておりませんので、患者個人の支援に警察が直接かかわることはありません。

④ 措置入院の患者の退院後支援とうたって警察に関わらせないで。

3. 優生思想

① 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が無駄にならない様に実効性を持つて被害者に届くような方を展開して

① 健康長寿課・母子保健担当(岩崎)

現在までに16名の方からの請求を受け付けている。

県としては、強制不妊手術を受けた方への周知に努めており、県や市町村の広報誌による広報、障害者支援施設や高齢者施設等へのポスター送付、今後、新聞やラジオによる広報を行い、請求につながるよう伝えていく。

「一時金請求」にあたっては、提出書類の内容や記載方法などについて丁寧に説明しているほか、請求者から話を伺い、医療機関や施設等の県以外の関係機関に記録が残っていないか必要な調査を行っている。

また、請求を考えている方からの要望に応じ、ご自宅や施設等に伺い、法

律の概要や請求方法等について丁寧に対応していきたい。

支給決定は、厚生労働省の「旧優生保護法一時金認定審査会」の判断となるが、県としては書類不備とならないよう、請求書類の作成支援を行っていく。

②健康長寿課・母子保健担当(岩崎)

厚生労働省は、昨年10月から「母体血を用いた出生前遺伝学的検査(NIPT)の調査等に関するワーキンググループ」を立ち上げ、国において検査の在り方を議論するため、実態調査の実施や事例の収集、分析を行い、エビデンスを整理すると聞いている。

令和2年7月22日に開催されたワーキンググループでは、実態調査の概要や新型出生前診断の課題も報告されている。

また、日本産婦人科学会は「出生前診断に関する指針」の再改訂を令和2年6月に行い、厚生労働省に取り扱いの検討を求めています。

本検査は、倫理的に考慮されるべき点があることから、国や専門機関において更なる議論が尽くされるよう見守っていく必要があると考えており、ご理解を賜りたいと存じます。

②出生前診断で障害児と分かった結果中絶する背景に優性思想がある。県として、国の議論を注視するだけでなく、障害当事者もより教育や雇用の関係者も含めた検討部会を立ち上げ、県内の実態調査を行うなどして県の基本姿勢の打ち出しを。

①

悪しき就労A型といわれる事業所の県内の実態は？。事業改善計画だけでは思い障害者の排除につながるだけで、それが優性思想を裏打ちしている。これ以上漫然とA型を増やすべきではないか。

①障害者支援課

平成29年に国から示された指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導において、経営改善計画書の実態を把握し、経営改善の見込めない事業者に対しては、改善勧告・命令を発出できるようになっています。

また、新規の指定申請にあたっては、事業計画書において生産活動収支が適切に見込まれているかどうか確認しています。

令和2年3月末時点で県が指定している事業所のうち、経営改善計画の提出が必要な事業所は34事業所であり、22事業所が提出済みです。また事業の実態を把握するため14事業所からヒアリングを実施しました。引き続き、国の通知に基づいた指導を行い、適正な事業者の指定に努めます。

4. 成年後見(障害者支援課)

①後見人が被後見人の所有財産を侵害する事態の多発、後見人の一方的な決めつけによる権利侵害等、トラブルが絶えず、被後見人の自己決定権が保障されているとは言えない現状がある。安易な成年後見制度利用の推進をやめ、必要な人に届く支援となるように慎重に取り組んで

①障害者支援課 総務・市町村支援担当(龍前)

成年後見制度の利用促進は、市町村地域生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」や「成年後見制度法人後見支援事業」等を利用し、市町村が実施しています。県としては必要な人に届く支援となるよう、市



町村助言の機会等を利用して、貴団体から要望があった旨を市町村に情報提供してまいります。

②必要最小限の支援となるよう、定期的な見直しや終わりのアルセイドになるように働きかけて

②障害者支援課 総務・市町村支援担当(龍前)

成年後見制度を所管する地域包括ケア課を通じて、国に働きかけてまいります。

5. 投票(市町村課)

①県としては投票会場での合理的配慮がどのようになされているか実態をつかみ、十分な所を検討し改善に努めているか。

①市町村課 選挙担当(田中)

投票所における合理的配慮の状況につきましては、国政選挙実施後等に調査を行い、県内市町村における取組状況を把握しております。

その調査結果を踏まえ、各種会議において、実際に投票に関する事務を担う市区町村選挙管理委員会に対し、投票所が選挙人にとって利用しやすいものになるよう、積極的な措置を講じるよう働きかけております。

今後も多様な選挙人の利便性を考慮し、投票環境の向上に努めてまいります。

②市町村課 選挙担当(田中)

投票記載場所における候補者の氏名等の掲示については、法律により掲示項目が定められており、顔写真は掲示項目となっていないため、投票記載場所における掲示に顔写真を掲載することはできません。

しかし、多くの投票所においては、候補者の顔写真や政策等を掲載した選挙公報を用意しております。投票所の事務従事者に申し出れば、ご覧になることができますので、ご活用ください。

また、選挙の投票の方法については、自書投票の他に、以下の方法が認められています。

- 1 視覚に障害のある方が点字を用いて投票を行う点字投票
- 2 心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合に、選挙人に代わって投票を補助すべき者が投票用紙に記載する代理投票

②障害度合いや多様な障害に対して例えば候補者の写真入り候補者一覧を投票会場で用意するなど、多様な投票方式を検討して。

代理投票について、選挙管理委員会では、実際に投票所を運営する市町村選挙管理委員会に対し、投票を補助すべき者は、選挙人本人の意思確認に当たり、個々の選挙人の状況に応じ、その意思確認に十分努力すべきものであると通知しております。

また、知的障害のある選挙人が手をつないでいないと不安になる場合には、家族や付添人が投票記載台に背を後ろ向きになって寄り添えるように配慮するなど、障害者の投票支援に係る取組事例等も市町村選挙管理委員会に送付しています。

今後も多様な選挙人の利便性を考慮し、投票環境の向上に努めてまいります。



6. 悪しき就労移行(障害者支援課)

①児童発達支援、放課後デイ、学習塾と就労移行支援を組み合わせて、「発達障害」(知的障害、精神障害)に特化して、幼いころから就労移行(実態はオフィス「こころ」やカルチャー教室まがいが多い)、就労定着(当然一部のみ)まで、支援付きの専用道路に誘導する営利企業が、市場を拡大している一方、雇用率代行業や類似のサテライトオフィスとセットにした就労移行も広がっている。企業にとっては都合がよいが、障害者の選択を狭め、同時に今まで職親的に障害者を迎えてきた小さな町工場などのかかわりをも格段に狭めている現実には差別や人権の問題として大きな問題ではないか。

①障害者支援課(渡辺)

障害者の方への就労に関する主な支援事業としては、就労継続A型、就労継続B型、就労移行支援事業、就労定着支援事業がありますが、それぞれ対象者や支援内容に違いがあり、県では、障害のある方が、その障害に応じ必要な支援が受けられるよう、取り組んでおります。

就労支援事業の場合、利用期間や回数等の制限、工賃や賃金に対する基準が定められていることから、事業所に対し基準順守を指導していきます。

ご指摘の通り、本来、就労支援の各事業は、障害者の方が自立した生活を送れるよう支援するものであり、障害者の方の選択の幅を狭めることがないように注視し、関係各位と連携し、適正運営の指導に努めてまいります。

す。

7. 鉄道事業者の駅の無人化

交通政策課(堀井)

県では、鉄道を誰にとっても利用しやすいものとするため、鉄道事業者に対して、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「福祉のまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、高齢者、障害者等の利用に配慮した駅施設や車両の整備に努めるよう要望している。

これまで、「職員の配置等による的確な対応」「駅員による誘導案内の充実強化」という内容で、必要な人的配置について要望を行っている。

今回要望いただいた内容については、「駅係員の再配置」として地元市からの要望としても増えてきていることから、県としても要望の文言に加えることを検討するとともに、引き続き、必要な人的配置について要望していく。

また、段差の解消などの駅のバリアフリー化についても同様に要望を行っているが、今後も引き続き要望していく。(県は、鉄道事業者に対する指導権限は持っていない。)

JR東日本では、1年前から関東地方の早朝深夜の時間帯での駅無人化が始まっている。未確認情報だが、駅員不在時に駅構内の多目的トイレも使えない駅があるときく。「駅のバリアフリー化」なしでの「無人化」は、交通事業者の公共性を否定し、駅員不在の時間帯は駅員の案内を必要とする人(車いす利用者など)を排除し、「利用格差」を拡大するものであり、早急に交通事業者にこのような状態を解消するように強く指導を。



8. 生活保護

社会福祉課 生活保護担当(野口)

生活保護の人はいくら働いても上限15,000円では、就労継続B型とほとんど変わりなく、働くモチベーションを無くしてしまう人もいます。自立準備金として3年間は貯蓄していいなど、何とかならないか？ また、まだ就労できない状態なのに、盛んに生活保護の担当者が働きかけとプレッシャーをかけるのは支援ではなく押し付けで、止めてほしい？

生活保護は、利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。そのため働く能力がある方については、その能力を最低限度の生活の維持のために活用していただくことが生活保護の前提となります。活用してもなお最低限度の生活に満たない場合に、その不足分を扶助費として支給することになります。

勤労による収入については、一定額を控除して手元に残すことにより、就労に伴う必要経費などの補填や、就労のインセンティブの増進等を図る基礎控除の仕組みが設けられています。就労収入が15,000円までは全額を控除、就労収入が15,000円を超える場合は、収入に比例して一定額が控除されます。(例えば収入10万円で2万3600円)。

また、保護受給中の勤労収入については、収入認定された金額の範囲内で一定額を仮想的に積み立て、安定就労等により保護廃止に至った際には、就労自立給付金として支給する仕組みが平成26年度から創設されています。

こうした生活保護の基準については、一般国民の消費水準の度合いなどを

勘案し国が全国一律で定めるものです。

県としては、生活保護の基準の検討にあたっては、「社会経済情勢や消費動向などを十分に勘案した適切なものとする」よう、国に要望しています。

また、就労の支援・指導については、単に年齢や医学的な面からだけでなく、その方が有している資格、生活歴、職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に判断して実施することとされています。働く能力があると判断された場合は、その能力に応じて、真摯に求職活動を行ったかどうかなど能力を活用する意思があるかどうかを判断し、必要な指導・支援を行うこととなります。

こうした判断については、各福祉事務所が個々の状況に応じて、個別に行うものです。

県としては、能力の活用の判断にあたっては、画一的、形式的な判断を行うことなく、病状や職歴などを十分に調査したうえで、客観的かつ総合的に判断するよう、引き続き各福祉事務所に周知徹底していきます。



アンテナショップ「かつぼ」 県庁内「福祉」の店



/23(水) プラザ夢燈館さん(さいたま市浦和区)の自主製品販売

/24(木) あけぼの作業所さん(さいたま市南区)の焼き菓子、手芸品販売

/25(金) 晴れ晴れさん(川口市)の焼き菓子販売 を行いました！
ご参加頂きました皆様、ありがとうございます。
大盛況でした！

久しぶりにメインパソコンから投稿です。

先週突然メインパソコンが動かなくなりました…。2011年夏モデルには限界が来たのか…と絶望しつつ、パソコンに詳しい代表に相談。数日後に来てくださってぱぱっと直して下さいました！さすが代表、ありがとうございました！

しかし…「2011年製のノートPCまだ使ってるなんて聞かないよー。またいつ調子が悪くなるかわからないよー。」と宣告されました…。とりあえず外付けハードにバックアップを取って、ご機嫌を伺いながら恐る恐る使い続けております…。

そんなこんなでまったくパソコンが使えなかった先週…。クリスマスイベントの告知もできないままに今週を迎えました。ただ、パソコンが動かなくなる前に作っておいたチラシだけは担当課へ送ることができていました。

さて今回の目玉は…ティラミス！！
ティラミス専門店「Aquila」さん(北浦和)にご協力頂き、50個限定で販売しました。イブの昨日無事に完売！

来店される県職員の方々が「ティラミスあるって見たんですけど…」と立ち寄って下さいました。宣伝して下さいました担当課の皆様のおかげです。ありがとうございました。

そして店頭では…

/21(月) 就労センター夢燈館さん(さいたま市桜区)のガラス製品販売

/22(火) フレンズNETさん(さいたま市南区)のシフォンケーキ販売

今年はこんな状況下で大きなイベントは軒並み中止…。大幅減収。そこで絞り出したのが「店頭での少人数販売」でした。大きなイベントではない分、売上の面では打開策とはなりません。そのかわり、例年行っていたすべての「普通のこと」がいかにありがたいことだったのかを感じる事が出来た一年でした。

さてさて今日のお店の人々をご紹介します。
店番の菅野さん。今日はJAXAの帽子にナイキのベンチコートで参上。朝5時過ぎには浦和駅に居たそうです。職務質問はされなかったとのこと。何よりです笑



そしてパン売りの芳賀君。今日が年内最後の販売でした。持ってきた商品を完売させ、持参したカップ麺をすすっていました。「来年もよろしくお願いします」と言いながら颯爽とかえっていきましました。

今年の営業も今日を入れてあと2日！
クリスマスは今日までですが…年末年始の巣籠りのためにお買い忘れはございませんか??ご連絡頂きましたら取り置き、場所によってはお届けも致します！(今年だけです笑)お気軽にお問い合わせください！お待ちしております。2020年12月24日(木)

さむ～い一日。

今日は「ねこのて」なな子さんがお店番。最年長の72歳。元気に店番をしております！

今日は藤色のベスト？ちょっき？をご購入～。

いつもありがとうございます！！

まるまる工房の芳賀くん、今日は強気の調理パン49個、食パン3斤を持ってきましたが惨敗…。11個残りで帰っていきました。

緊急事態宣言を受けてのことでしょう…。休憩時間の人通りがまばら…。わらわらと列をなして、我先へと食堂へ向かっていた職員さんたちの姿はどこへやら…。今日の曇り空と寒さも相まって寂しげな庁舎内です…。

そんな中でも当店こそと営業しております！

年末に店番さんたちがお菓子を売りつくして来てくださったので、先週から注文を再開！

今日は無理を言って「あけぼの作業所」さん(さいたま市南区)からクッキーを頂きました！ありがとうございます！

その他に「ぶんぶん」さん(小鹿野町)とかやの木さん(さいたま市中央区)へ電話。それぞれかりんとうとクッキーをお願いしました。近日中には入荷致しますのでお楽しみに♪

先週金曜日には「物産観光協会 そびあ」さんへ伺い、おススメ商品を紹介してもらってきました。こちらも近日中に入荷予定ですのでお楽しみに…。(2021年1月12日(火))



昨日は第二水曜日。美奈子女史がお店番の日。リモートワークが進んでいるようでお声掛けに伺っても職員さんがいない…。さらに皆さんお忙しそう…。

そこで美奈子女史考えました！お声掛けに伺う際に目立つ商品を持って入ろうと。

選んだのは「ふわふわ巾着入りベーゴマクッキーアソート」今年の干支「丑」の顔のかわいい巾着入り。

執務室内へお邪魔し「今年は丑年なので、こんなにかわいい巾着に入ったクッキー販売していまーす」とお声かけ。

すると…買って頂くまでは至りませんでした。注目は集めた様子。

声掛けから戻ってくる美奈子女史が「見てくれるよ～」と嬉しそう。宣伝効果抜群！

販売終盤になると売ることよりも宣伝することが楽しくなってきたようでした！

巾着入りベーゴマクッキーは「私丑年なの～」という美奈子女史が「うちに来るか」と言って買って下さいました！

美奈子さん、お疲れ様でした！来月もお待ちしております！

(2021年1月12日(水))



コロナ禍で経験した生活と仕事

昨年2月末に、新型コロナウイルスが発見され間もなく1年になるがここまで酷くなるとは予想できない年になった。年が明け緊急事態宣言の2回目が発令、そんな中かっぱは、1月4日からお店を開き私も仕事始めを迎えた。私の障がいが、頸椎損傷で胸から下は感覚が無い。年齢を重ねると共に肺活量と体力も落ちてきた。そんな状況で体調を崩すとどうなるのか、日々怯えながら1人暮らしと仕事を行ってきた。正直、生きているのかそうでないのか、この自問自答を昔からずっと思い詰め気が付くと悪い癖のパチンコ依存症が悪化した。

この原因が2つあって、感染で死亡するニュースを見るたび卑屈になり生活全体に、やる気が薄れ我慢をしていた糸が切れてしまった。男性がよくある勝手な、被害妄想からどんな仕事も疲れる結果で嫌になる、自分がやった仕事に意味はない、続けてどうなる、そんなネガティブ精神に侵されてしまった。もう1つ生活環境の「1人暮らし」という環境

から誰も助けてくれない、というプレッシャーに耐えられなくなりパチンコに逃げた。

この壊れた気持ちを変えたのが、映画「鬼滅の刃」を5回観賞し気持ちが変わった。主人公の家族が鬼に殺され仇討をする話で、弱い自分を知って様々な修行と人間と出会い本当の強さと人の思いを学び成長してく物語。映画の内容で、主人公が殺された家族と一緒に暮らす夢を見るのだが、これは鬼が仕掛けた罠、と知るともう一緒に暮らせない、僕はもう後戻りしな

いでしっかり生きて前進する、このシーンで何度も泣いてしまった。この「鬼滅の刃」を観て気持ちが前に進んだがもう1つ、コロナ禍で1人暮らしと仕事をして生きて来たことに気が付いた。その仕事の中に、人の思いや気持ち、という新たに考えなければ生活できないことも自分の中に生まれた。しかし、体力が落ちてきた部分に自信がなく感染に対応するすべはない。この先一人暮らしで生きていけるのか正直分らないが、「しっかり食事をして睡眠を取る。」これだけは意識をして生活をしている。そして、パチンコ依存症からも良くないお金の使い方をしてしまった、自分が行ったという意味を考えた時、強い気持ちをもって「生きる」厳しさを改めて知った。

ひとりぐらし
と
しごとのはなし

N氏の独り言

正解かどうかはわからないが、このコロナ禍の状況でも身体介助の介助者を使って、ご飯食べて洗濯し風呂入って就寝して・・・他、変わらない生活は4年目が始まった。この部分だけは社団の皆様の教えられた通り出来た。生きてきたのだから、言

えることなのだが振り返ると結構

大きな山が自分の体の中に染み込んでいた。私にとって、今後の1人暮らしは今までとは違った思いやテーマが生まれつつある。1つ言えるのが他の人から、教えてはくれない本当の単独行動(私にしか出来ない事、そのイメージ)が必要になると思った。

最後に読者の方々に質問です。まだまだ続くコロナ禍の生活ですが、自分で、時間を作り生活を切り開き生きて行く。この大きな壁はどう壊せば良いのか、考える必要はありませんか

2020年度会費納入

ありがとうございました(敬称略)

会沢完・相原忍・朝日雅也・新井利民・
 有山博・飯田力・石川せい子・石川澄・
 市原光吉・猪瀬佳子・今井和美・今井
 教男・内田誼・梅沢博史・大野邦子・小
 川満・小野達雄・小原基郎・門坂美恵・
 門平公夫・神田紘子・神田正子・菊池
 一範・木村俊彦・九石智子・倉川典子・
 黒古次男・後藤美智子・小林史子・坂
 口鶴子・佐々木浩・自治労越谷市職員
 組合・柴田澄江・下重美奈子・鈴木紀
 代子・須藤勇一・瀬井貴生・関啓子・高
 橋儀平・高橋幸江・高柳俊哉・竹迫和
 子・田島玄太郎・巽孝子・田中美恵子・
 千田潤子・津崎悦子・辻浩司・土橋俊
 二・友野友紀恵・中山佐和子・並木理・
 行木紘一・新相勝巳・沼尾孝平・野島

久美子・橋本直子・服部日出雄・羽田
 亮介・林まり・原和久・半田清雄・樋上
 秀・平岩和好・古河誠・細川律夫・本間
 亜貴代・前田直哉・正木敬徳・増田純
 一・水谷淳子・森住由香里・山下浩志・
 増田洋介・吉田もも・埼玉県移送サー
 ビスネットワーク・さやまのペンギン
 村・とことこの家・所沢ファントム・
 ZOO 法人二人三脚・埼玉トヨペットは
 あとねつと輪つふるのEひまわり・ふ
 くしネットにいぎ(一社)みつくすビー
 ト・生活ホームみどり荘・ZPO 法人リ
 ンクス・協働舎レタス・遊「O」ピア・
 ZPO 法人太陽・川瀬クリニック・キャベ
 ツの会・くまのベイカーズ・川瀬クリニ
 ック・ZPO 法人あん・

新入会

坂口佳代子・新井満

運営協力金・ご寄附

ありがとうございました。

石川せい子・石井樹章・今井和美・中
 山佐和子・田中美恵子・並木理・小川
 満・大野邦子・古河誠・瀬井貴生・高橋
 儀平・田島玄太郎・羽田亮介・わらじ
 の会・松本優子・武富明子・佐藤征治
 郎・栗原彬・竹迫和子・西屋延子・新相
 勝巳・関啓子・沼尾孝平・巽孝子・



振込先：郵便振替 00180-2-566719
 2021年1月15日現在・行き違いがあ
 りました場合はご容赦ください。

『障害者制度改革』埼玉セミナー・

part 12

ねらわれる「障害者」制度の介護保険統合(仮)

—今、私たちはどうすべきか—

2021年3月13日(土) 13時30分~

市民会館うらわ 101集会室

講師 茨木尚子氏

主催 (一社) 埼玉障害者自立生活協会

共催 埼玉障害者市民ネットワーク

ガイドヘルパー募集!! (コーヒータイム(朝霞市))

視覚障害者が外へ出かける時に支援する仕事です。

同行援護の資格(一般課程)が必要です。

詳しくは、電話:048-467-7749

mail:info@coffeetime.jp まで。

おいしいネギ!

いかがですか?

あぐり(さいたま市)

コロナでネギの卸し先が年末にひとつ閉店し、量が半分になったなあと思いつつ、今週出荷の準備をはじめたら、昨日店が二軒閉店するので、使いきれないからキャンセルと電話あった。もう準備しているからと粘って、七十本だけだけ買ってもらうことになった。

昨日からは残りのネギの行き先探しで大わらわ!

なんとか今週分は捌けたけど、来週からどーしよー!とあちこち伝手をたどって連絡しまくりだー!

三月まで五五〇本の行く先がなくなつた。ネギのお花見はしたくないよ!😞

一本・規格40円、規格外A30円、規格外Bと見切り品20円。

大量の時はキロ売りいたします!

お問い合わせ先

地域生活支援センターあぐり

☎048-826-5770

さいたま市緑区大崎3105の110

発行人 埼玉県障害者団体定期刊行物協会

編集人 一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会 「通信」NO217号 頒価 200円

〒356-0006 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目1番24棟403号

電話 049-266-4987 FAX 049-257-4979

通信編集部 〒344-0021 埼玉県春日部市大場690-3

谷中耳鼻科内 電話・FAX 048-737-1489

郵便振替: 00180-2-566719 <http://www.sail.or.jp/>